

始

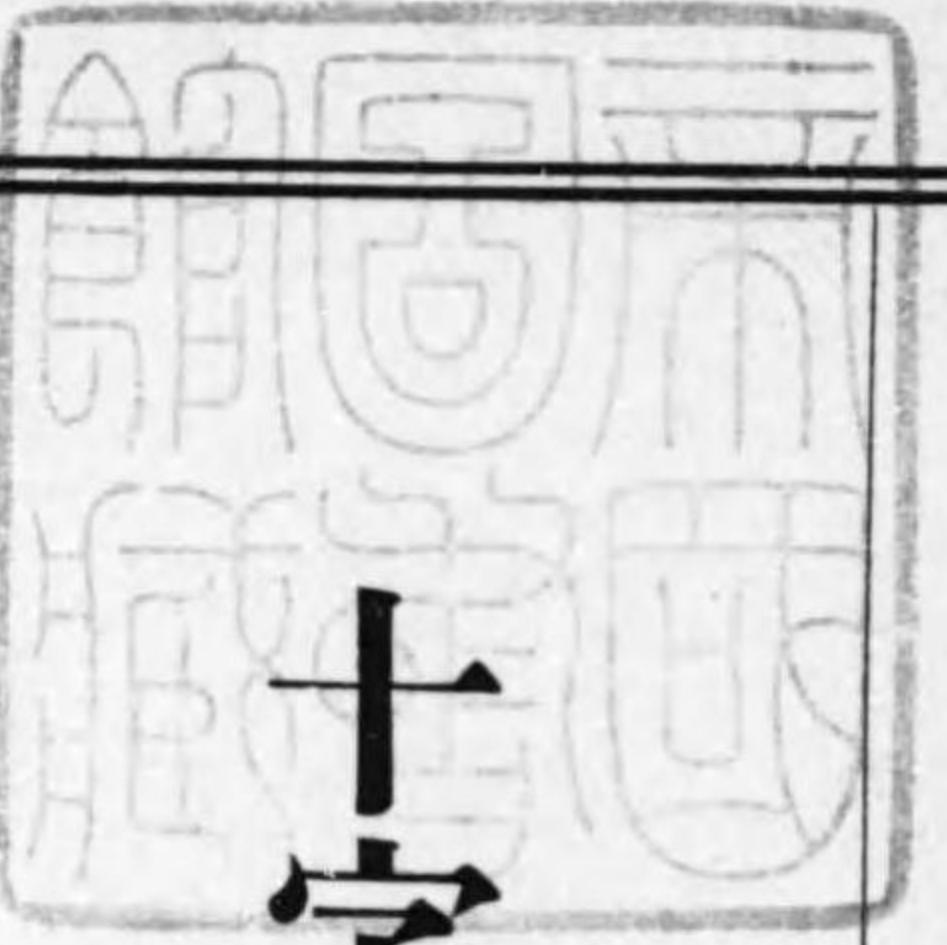


十
序 路に立フ少年

"JYUJIRONITATSU SHONEN"

238

特234
238



十字路に立つ少年

大阪少年審判所長
古谷新太郎著

發兌 教學相長社



緒 言

「十九世紀は個人主義の時代であつたが、二十世紀は社會協同の時代である。」と學者は曰ふて居る。

個人主義の世では、罪を犯したものゝみが、その責任を負へばよいので、他人の犯した罪については、何等の責任を負はされることはない、と云ふのであるが、社會協同の主義時代では、犯罪人の生ずるのは畢竟社會の缺陷に基くものであるから、これを改善するについては、一般社會の人々が相一致して盡さねばならないと云ふのである。

個人主義の時代には、親は、自分の子供は自分が勝手に保護し、教育する權利があるから、決して、他人から鬼や角云はれる理由はない。己れの子供が如何やうにならうとも、他人の知つたことではない、と考へられて居つたが、現代に於ては、人間は決して單獨に生存し得るものではなく、一人の成功、不成功は、社會全般の成功、不成功となるので、吾々の社會には、一波動きて萬波動くと云ふ

やうな、離れるこの出来ない關係があるから、一人でも社會に反する少年があれば、それに對しては、全社會が舉つて、その改善に當らねばならないのである。又個人主義の時代には、少年の保護事業などは、少數な特志家や、慈善家によつて行はれたに過ぎなかつたが、社會協同の時代になると、一般的の社會問題として、又國家の政策として取扱はれるやうになつたのである。

それで我が國に於ても、輓近、少年保護問題が、或は教育の方面から、或は衛生の方面から、或は不良性矯正の方面から論究せられ、これに對應する公私の施設も少くないのである、我が少年審判所も亦その施設の一つである。

以下陳べるところは、著者が大阪少年審判所に於て、直接に取扱つた事件や、又は他の審判官が取扱ふた事件の中から、特に少年保護の適例と思はれるものを選び出したのであるが、前に陳べたやうに、今や少年保護問題は、互に協同して、その事業の一端を分擔せねばならぬものであると、社會一般の人々が考へて居られるから、直接には少年保護事業の参考資料となり、間接には子女教養上の参考にもならうかと思ひ、こゝにこれを發表することに致したのである。しかし、公

務の餘暇に執筆したので、文章が充分練れて居ないために、話の中心がどこにあるか、判りにくいところもあらうが、賢明なる諸君の判讀により、自然補正し得られること、おもひ、別に訂正も加へず、そのまま上梓することに致した次第である。

なほ一つお断りして置かねばならないことは、以下に掲ぐる事例は、悉く少年審判官の實驗談であるから、少年の誰なるかを秘するため、且つ話の都合上、多少切りつめたり、補足したり、または、ある場合に起つた事を、他の場合のことのやうに書き直した點もあるが、その積りで讀むでいただきたいのである。

昭和四年十一月

著　者　識　す

目 次

第一 少年審判所の使命	(一)
第二 保 護 處 分	(四)
イ 訓 誠	(四)
實 例 一 小遣錢の給與を制限し過ぎたために不良化した少年	(四)
實 例 二 小遣錢を遣り過ぎたために不良化した少年	(六)
實 例 三 間食物を給與しないために犯罪した少年	(三)
實 例 四 環境が不良な爲めに悪化した少年	(七)
口 保護團體(委託)	(五)
實 例 五 境遇が不幸なために流浪悪化した女少年	(五)
實 例 六 十三歳で醜業婦に賣られた女少年の犯罪と改心	(三)

十字路に立つ少年

實例七	母の虚榮心によつて不良化した女少年の犯罪の數々	(七)
八 實例八	處罪せられた女少年が改心するまで	(八)
九 實例九	院生の入院前家庭に於ける恐ろしい體罰のさま	(九)
十 實例十	父が無理解な爲めに不良化した少年の改悛	(十)
十一 病院	へ病院	(十一)
十二 論	いやな職業を強ひられ且つ母性愛に飢えて不良化した少年の今の境遇	(十二)
十三 次(終)	第三結	(十三)
目次		

第一 少年審判所の使命

さて、少年保護のお話をする前に、少年審判所の使命について、少しく説明して置かねばならぬ。

少年審判所で、少年と云ふのは、満十八年以下の男女である、しかし、ある特殊の者は十八年以上二十三年の者でも、少年と同様の取扱をすることもあるが、普通に少年として審判し、少年として保護するのは、満十八年以下の者に限るのである。

少年審判所は、普通の刑事裁判所に於て、犯罪者を調査するやうに、少年の犯罪について調査はするが、刑事裁判所のやうに、犯罪の證據を調べて、その證明あるものを處罰する所ではない。犯罪したる少年が、如何なる家庭に生れ、如何なる性質を有し、如何なる教育を受け、如何なる経歴を有し、如何なる環境につて、如何なる動機と原因とによつて、如何なる犯罪をなしたるかを詳細にしら

べ、そして、その少年の性癖を矯正して、將來有爲善良な人となるのに適當な處分を加ふる所である。

處分と申しても、罰金を取つたり、懲役に處したり、拘留や、科料を命ずるやうなことをするのではなく。

△少年を訓誡したり。(場合によりては學校長に訓誡を委ねることもある)。

△改心の誓約をさせたり。

△少年の父母や、その他の保護者に、監督や、指導の方法を教へて、少年を引渡したり。または

△少年保護司をして、時々少年の家庭と連絡をとつて、適當に監督し、指導せしめたり。(これを監察と云ふ)。或は

△少年の環境を變へて、斷えざる注意の下に、保護教育を行ふために、矯正院や、又は保護團體と稱する少年收容所に入れたり。もし又、

△少年に醫療を加ふる必要があると、病院へも入れたり。

するのである。

少年審判官は、審理の上、少年に對して、これ等の中の一つ、又は二つ以上を宣告するが、その手續を審判と云ひ、前に述べたやうな、少年の身上の措置を處分と云ふのである。

從來の少年保護事業は、單に、少年の物質的福利増進に關するものが、大部分を占めて居たが、近時、少年審判所の開設以來、不良兒の教化と云ふことが次第に重要視されて、今日では、廣く少年問題を論究する場合には、必ず少年審判所の事業について、大いに考慮せられるやうになつたのである。

第二 保護處分

これから、少年審判所の仕事を、具體的實例について述べて見やう。

イ 訓 誠

◆ 實例一

大正〇〇年の春のことであつたが、某府下の郡部にある中學校の五年生若干名が、教師に連れられて、某市のある工場を見學した。工場を一巡した後、その門前で解散じて、各生徒は自由行動をとることを許された、そこで、その中の生徒、X^{エックス}少年は、歸宅するために、ある郊外電車の停留所に向ふたが、その驛の附近に古本屋があつたので、彼は何心なくその店に立ち寄つて、書棚を眺めて居たが、不圖、落合直文先生が著はした。「○○○○」と云ふ本を見つけた。この生徒は、

豫てより國文學に趣味を有し、その年、中學校卒業の上は、某高等學校の甲類に入學し、更に進むでは、帝國大學に入つて、國文學を専攻する抱負と希望とを有つて居た者であつた。

それで、彼はその本を書棚より引き出して、數頁を讀むで見ると、著者が各種の文體につき實例を擧げて、一々詳細に評論してあるところが非常に氣に入った、それと同時に、その本が欲しくてたまらなくなつた、丁度その時、本屋の店には誰も居なかつたから、少年の偶發的犯罪が行はれるには實に好機會であつたのである。彼は今自分はお金を何程持つて居るか、またその本の代金が如何ほどであるかと云ふやうな事などは少しも考へず、殆ど夢中になつて、その本をつかんだまゝ、店頭を駆け出したのである。ところが店の隣室には、主人が用事をしながら、間仕切の障子に、はめ込むである硝子を通して、時々店を監視して居たのであるが、彼が店を立ち去る様子が怪しかつたので、すぐに店に出て見ると、書棚には本を抜き取つた形跡が歷然としてあつたから、大急ぎで下駄をはき店先に走り出て、十數間先を走つて居るその少年を追ひかけたのである。ところが一町程先の

電車線路の交叉點に交通巡査が立つて居たため、彼がいさゝか躊躇して居たのに乘じ、店主は遂に彼を捕り押へ、巡査に引渡したので、交通巡査の一人は彼を窃盜の現行犯人として、某警察署に引致したのであつた。

X少年の當時の心情は如何であつたらうか、手につかんで居た書籍は巡査に取り上げられ、請書と引替に店主に交付されたのである。

その時、彼はこの先如何になるであらうか、眼前に差し迫れる中學校卒業の光榮は空しく消えて、五年間に積むだ螢雪の効も水の泡か……これが最初に彼の頭と胸とを支配した大問題であつたであらう。

事件は單純であつたから、短時間の中に取調はすむだであらうが、警察署の都合もあつたものと見え、その日は、彼を署内に留め置き、その翌日彼の父を喚び出して身柄を引き渡したのである。

彼の父母は、彼の歸宅が遅いので近隣の學友の家に問合せたり、或は、學校へ電話で照會したりしたが、誰も彼の行方を知つて居た者がなかつたので、心配の中に一夜を過ごした。

その翌朝、電報で、彼の身柄を引き取るべく某警察署に出頭せよとの命令が傳へられたので、父は驚き且つ怪みながら警察署に出頭し、係員から事情を聽かれ、大いに面目を失して、涙ながらに彼を連れて歸宅した。しかし、彼はそのまま無罪放免になつたのではなかつたのである。

「警察官には、人の罪を許す權能はない、近い中に某檢事局から喚出があるから、その時には間違ひなく出頭するやうに」と、注意されて歸宅せしめられたのであつたから、彼等親子の胸の愁雲は依然として消散しなかつた。數日の後果して某檢事局より喚出があり、彼は檢事の取調を受けた後、年齢十八年以下の故を以て、保護處分を加ふるため、事件を我が大阪少年審判所に送致して來たのである。

申すまでもなく、檢事は犯人を検査し、檢舉する職權を有する者であると同時に、また刑罰を必要とする者を起訴し、然らざる者には、起訴猶豫、又は不起訴處分によつて刑罰を免れしむる職責をも有するものであるから、特別の事情のない限り、檢事は右のやうな少年犯罪人を起訴して刑餘の人となし、多年の勉學の効を水泡に歸せしむるやうなことはしないで、本人を誠めて起訴猶豫にせられる

であらうが、たゞへ偶發的にもせよ、人は一度罪を犯せば幾度も繰り返へし易いものであるから、X少年が検事限りで、今釋されて歸つても、將來若し同様な機会に遇へば、このやうな犯罪を反覆しないにも限らない、それを考へると、X少年の問題は、決して検事限りで済ましてよいものではない。

それでこれから先が少年審判所の仕事になるのである。

検事局や裁判所の仕事は、目前に現はれた事件を解決すればそれで終了するものであるが、少年審判所の仕事は、犯罪少年の前途が、如何になるであらうかと云ふ事を絶えず考へて行はねばならないのである。

それで少年審判官は、先づこの少年が罪を犯した動機について深く考へた。學生時代や少年時代に、自分の欲する書籍が買へなくて困つた事などは、審判官自身もよく體験して居ることである。しかし如何程困つたからと云ふて、盜むでまでもそれを求めやうとする氣になつたことは一度もなかつた。われくの家庭にも子供は居るが、他人の金品を盜まうとするやうな淺ましい心のものは一人も無いと確信して居る。然るにわれくの家庭とあまり懸隔のない家に生れ、同

じやうな境遇に成長した彼が、何故かくの如き罪を犯したであらうか、これが、當時審判官の頭に浮むだ疑問であつた。

それで、審判官は、某少年保護司に、特にこの疑問につき参考資料を集めて、調査報告するやうに命令した、ところが十數日の後にその調査報告に接した。左にその大要を摘要する。

報告の概要

△本人

當十八年、嫡出次男。某中學校五年生。學業成績中等。席次百五十二人中九十二。性質輕率にして稍狡猾。責任觀念薄き者の如し。嗜好品は煙草と鹹・味。娛樂は野球。登山に若干趣味を有するも特筆すべきものなし。

△保護者

父、當年四十八年、某機業會社取締役。月收二百圓。性質溫和着實なるもやや吝嗇。晚酌二合位。經歷は元來中產階級の農業家なりしが十數年前より某機業會社の株主となり、目下取締役の一人である。

母、當年四十六年。高等小學校卒業後家事裁縫を實習したるもの。性質溫和。や、溺愛の傾向あり。

父母に精神、神經病の遺傳なし。

△犯罪の遠因

父は生徒が濫費することを虞れて、平素小遣錢を給與せず、必要なる場合には、その都度申し出させて給與するも、母は子供の不自由に同情し、父に秘して、毎月二圓の金を恵與しつゝあつた。

以上、調査の結果により、少年は訓誡の上條件を附して、保護者に引き渡すべき者と思料する。』

なほ保護司は、その生徒の成績操作等を調査するに際し、特に學校長に面會して、少年法の精神を説き、生徒を處罰せず無事に卒業が出来るやうに依頼したので、學校長は快く承諾せられ、少年審判所の措置に同意されたと云ふ事であつた。その後數日を経て、審判官は、X少年と保護者(父)とを審判所に喚び出して、直接調べた結果、次の心證を得たのである。

X少年の犯行の原因は、彼の父が相當の小遣錢を給與せざることにあつた。

それで、審判官は彼の父に對し

審『あなたは、御子息に毎月相當の小遣錢を給與せられて居りますか。』

父『どうも、金をやれば何程でもつかふてしまひますので、無駄遣をさせない考へで……。』

審『それでは、X君は常に不自由を感じるでせう。』

父『イヤ、必要があれば、その旨申させて、必ず與へて居りますから別に不自由はない筈であります。』

審『御子息は、煙草を吸ふと云ふことですが、あなたはそれを御存知ですか。』

この時父はやゝ狼狽し、X少年は赤面す。

父『申譯はありませんが、大した惡事でもないと思ひます。』

審『イヤ、それを咎めるのではありません、あなたは、御子息に煙草代をおやりになりますか。』

父『イ、エ。それはやりませんが、子供は母から、毎月若干貰ふて居るやうであ

ります。』

『如何です、御両親が相表裏して、お父さんが不必要と認めて與へないものを、お母さんが、あなたにかくして、與へなさると云ふやうなことは、以後お改めになりましたら……。』

父『ハイ……。』

『それから、必要な金ならば與へると云はれましたが、それは御子息の身につて必要であるか、不必要であるかをお考へになつて居りますか、お父さんが不必要とお認めになるものでも、御子息にとつては、是非なくてはならないと思はれるものは無いでせうか。』

父『少々判りかねます。』

『さうですか、あなたは晩酌を召上るさうですが、それはあなたにとつては、必要に違ひはありませんまい、終日會社に勤務され、心身ともにお勞れになつて歸宅された時に、その慰安のために、晩酌を召上ることは必要と思はれるでせうが、私のやうに生來酒を嫌ひな者から見ると、心身慰安の方法は、酒

のやうな危険なものを用ひなくとも、他に何程でもあると思ひますが、假りにもし、私が禁酒論を唱へて、あなたに晩酌をおやめなさいと申し上げたらば、あなたは私の説に御同意下さるでせうか。』

父『へ――、それは――。』

『いや、御同意下さるには及びませんが、もし、御子息にとつて必要な小遣錢をあなたが不必要だと認めて、お遣しにならなかつたならば、御子息は如何に苦痛を感じられるでせうか。かりに御子息が、友人と散歩に行く、或は運動競技を行く、そしてその歸りに食堂へ入つて洋食でも喰べるとしたならば、それ位の費用は御子息にとつては必要な費用であります、もしそれをもあなたがお與へにならないと、第一御子息は、學友との交際も出来ず、常に仲間外れにされるやうになるでせう。』

父『その位はやる考へであります。』

『さうでせうが、御子息としては、そのやうな事を一々申し出て、その都度若干のお金を戴くことは、出來にくいことではないでせうか、それで、よくな

い事ではあるが、お母さんが見かねて、あなたに秘して若干の小遣錢を與へられるのでせうと思ひます。今度の事件を機會に、是非とも、それを改善されたいと思ひます。』

この間X少年は、俯向いて問答を聽いてゐたが、よほど感動したものと見え、時々流涕した。

次に審判官は、X少年に向ひ

審『君は、友人から二十錢とか五十錢とか、僅かの金錢を時々借用しておきながら、それを返済しなかつた事はないか。』

X『少しあつたかも知れません。』

審『借金を返済しなくとも、気が咎めないか。』

X『先方が返へしてくれと云ひませんので……。』

審『それは甚だよくない。中學五年生にもなつて、その位の道理の判らないことはあるまい、催促されない中に返金するのが紳士の道ではないか、友達同志の事であるから、別に返金の請求はしないでせうが、請求されないからと云

ふて、返金しないのは不道徳ではないか』

X少年は、痛く恐縮して

『以後は必ず氣をつけます』と誓約した。

審判官は、更に父に向ひ、

審『小遣錢を給與せられないで、あなたが御氣附ならない點に於て、このやうな不道徳が行はれますから、毎月相當の金額（三圓乃至五圓位で充分でせう）を與へられ、その金額はよく／＼の濫費でない限り、あまり干渉されず、御子息の自由におまかせなさい。』

父『だん／＼の御親切ありがたう存じます、以後は必ず御申つけのやうに致します。』

茲に於て、審判官はX少年に對して、

審『お父さんはよく諒解されて、君の人格を認め、相當の小遣錢を與へるとの事であるから、今後は自重して自分の金だから自分の自由だなどゝ思はず、断じて不良の目的に使用せず、且つ重ねて不正不義を行はないやう注意し給へ』

と訓誡して、この審判を終つたのである。

以上述べ來つたことは、保護者が金錢に吝嗇であつて、必要な小遣錢を給與しなかつたために、少年の品性が、自然野鄙になり、不自由に堪へられず終に犯罪をなすに至つた實例であるが、またこれと反対に、保護者があまりに金錢に無頓着であり、且つ少年に多額の小遣錢を與へることを名譽なるかのやうに心得て居たために、少年が墮落して、終に盜罪を犯すに至つた實例も少くないのである。

◆ 實例二

大正十〇年の二月下旬、某區裁判所檢事局から送致されて來た事件の中に、阪神間に住居する某請負師の一人息子が、三人の學友と共に謀して、大阪某百貨店で辭書を一冊窃取した事件があつた。

その息子の姓名はN^{ヌメ}少年と云ふのみにして秘して置くが、彼はその當時十六才であつて、某中學校の二年級であつた。

父は當時五十一才で、某商業學校を卒業した経歴を有して居た。そして先代の

家業を受け繼いで土木請負師となつたが、生來頭腦の明晰な人で、歐洲戰亂の際に土木建築材料の賣買を兼業とした以來、俄に巨萬の富を作つて、所謂成金の列に加はるやうになつたと云ふことである。

商賣が商賣だけに、大抵日没頃から料理屋などに出かけ、夜は十二時過ぎか、一、二時頃でなければ歸宅しないと云ふ風であつて、殆ど自分の家庭で夕食を食べたことはなかつた。

母は當時三十七才で、高等小學校卒業の後家庭に於て家事裁縫を實習し、二十才の頃、現在の夫に嫁し、その翌年N少年を生むだのであるが、それ以來婦人病に罹つたので、もう子供は出來ないとか云ふ噂であつたさうだ。

父方の祖父及び母方の祖父ともに大酒呑みであつた、母方の祖母は「竊盜罪の前科一犯」と役場の身分登記簿に記載されてあるのを見ても、その孫に當るN少年の遺傳關係は頗る面白くないのである。

彼の小學校に於ける學業成績を調べて見るに、地理、歴史、算術が特に成績が悪いが、それでも平均乙と云ふ成績で卒業して居る。卒業した年に某縣立中學校

の入學試験を受けたが不合格であつたから、現在の私立中學校の入學試験を受けたのであるが、到底合格する見込がなかつたので、父は、ある傳手を以て、その校長に懇願した結果、ある條件の下に入學が許可になつたとか云ふ世間の風評であつたさうである。

實際、世間にはこの父親のやうな、無理な事をしてまでも、子供を中等學校へ入れたがる者が随分多いやうである。

小學校の教師は、永年子供の教育に從事せられて居るだけに、子供の能力を善く承知して居る、それでこの子供には中等教育を授けることが出来るとか出來ないとか云ふことはよく判つて居るが、父兄は自分の子供の能力をも考へず、むやみに中等學校又は女學校へ入學させたいといふて色々なことを頼み込むで来る者がある。のみならず甚だしい父兄になると、私立の中等學校では、家の名譽に拘はるから、公立の學校へ入學させたいなどと云ふて、つまらぬところに見榮を張つて、出來のよくない子供の頭に、過分の重荷を負はせて苦しめて居るやうな者もあると云ふ事である。

假りに、學校の教師が、發育不良にして、筋骨の薄弱な子供と、發育良好で、強健な子供とを同列に置いて競走させたとしたならば、その親達は必ずその教師の措置について不平を唱へるであらうが、子供の知能の發育は、外部からは判らないために、我子の頭に堪ゆるか、堪えられないかと云ふことも考へずに、むやみに過重の教育を強制しようとするやうな愚昧な親が少くないのは誠に遺憾の次第である。

このやうにして無理に中學校へ入れられたN少年の成績が不良であるのはむしろ當然のことで、入學した翌年の三月には案の如く落第し、その翌年は教師の同情によつて辛ふじて二年級に進むことは出來たが、その二年級の成績は頗る悪かつたのである。

現今の中等教育は、比較的劣等兒は顧られないやうな缺點のあるためとも思はれるが、彼の第一學期の成績は平均四十二點、第二學期は稍良好で平均四十七點になつて居るが、まだそれだけでは到底及第の見込はないのである、その上に缺席日數が毎學期二十日以上もあり、かつ操行は丙となつて居るやうな不行績であ

るから、學校では、彼の保護者に注意する積りで、再三手紙を出されたが、保護者は一度も來たことがなかつたので、受持の教師も全く見込のない者として見限つて居たのである。

N少年の父親は自我の強い人で勤勉努力の結果今日の身代を築き上げたのであらうが何事にでも人に負けることは大嫌ひの性質であつた。

N少年が小學校へ通學する頃には、毎月三、四十圓位の小遣錢を遣つて居たが、中學校へ行くやうになつてからは、毎月七、八十圓乃至百圓位も與へ、終には母親が保管して居る手提金庫から勝手に持ち出させて居たのであるが、これを父親は名譽であるかのやうに心得て居たらしかつたのである。後にこの少年を審判する際に、審判官が、父に對して、

「そんな多額の金を與へて、少年が何にそれをつかふと思はれますか。」と問ふたら、父は傲然として、

「ナアに、その位の金は、何につかふても構ひはしません。」と答へたので、審判官は啞然として驚いたと云ふことであつた。

前にも述べたやうに、N少年の頭脳は良くないのであるが、教師の同情で漸く二學年に進級した位であるから、日々の學科がよく頭に染み込む筈がない、又時々教師から「モットよく勉強しなければいけない」と注意されると、その時だけは幾分奮發する氣になるやうであるが、劣等兒の通有性として、根氣が續かないから十五分か二十分も机に向つて勉強して居ると、はや心身共に疲勞して、何ともやり切れないと云ふやうな態度であつたらしい。

かやうにN少年はその素質が不良であるが上に不良化せらるゝ境遇にあつたため交友は何れも不良性を帶びた劣等兒で、學校の教師からはいつも注意されて居た者のみであつた。特にR^{アル}少年と云ふ友人は頗る不良少年で、當時十九才であつた。學校は異つて居たが、彼がN少年を種々に誘惑して墮落に導いて居たのであつた。

友人達は、何れも相當な家庭の少年ではあるが、N少年のやうに小遣錢を濫費するものは一人も居らない、大抵、月額三圓乃至五圓位給與されて居る者であつた。前記R少年などは毎月一圓五十錢より多くは貰ふて居なかつた、それで交友

は、N少年がいつも御馳走してくれる、電車賃は出して呉れる、活動でも歌劇でも奢つて呉るので、恰もN少年の従僕のやうになつて、その家庭に入り込み、或はN少年を誘ひ出し、學校へ行くことを怠り、常に遊び廻つて居たのである。さう云ふ風であるから、京阪神の主なる映畫常設館や、百貨店や、食堂や「カフェー」などには、殆ど足踏をしない所はないと云ふ程であつたから、N少年の小遣錢は、前記のやうに多額に上つたのである。

事件の起つた日は、N少年はT少年と云ふ交友に煽動され、一緒に學校を抜け出して、午前十一時頃に阪神電車の梅田驛に來た、其の時偶然R少年に出會つたのである。

R『何處へ行くのだ』

N『○○百貨店に行つて、午餐を食ひ、それから○○館へ行つて死の曲馬を見るのだ』

R『ナイス ナイス ベリーナイス』（ウマイウマイ……）

R少年は其儘N少年等と一緒に、○○百貨店へ行つたが、其處に入るや否や。

R『僕は先日時計を毀したので修繕にやつたが、その修繕料は最早食ふてしまつたから、時計を取りに行くことが出来ない、君！ たびくすまないけれど五圓ばかり貸して呉れないか』

R少年はこのやうなことを云ふたが、これは全く嘘である、實は、彼は神戸の某「カフェー」の女給に熱中して居たので、當夜もその女給に逢ひに行くため金が欲しいのであつたらしい。

お人よしのN少年は、そのやうなことは知らないから『ア、宜いとも』と云つて、財布を調べて見たが折りあしく十圓あまりの外は持ち合せが無かつたので、その中から五圓貸してやると、三人で午餐を食ふて、映畫館に行く費用が支拂ひかねるやうに思つたから、その譯を話して、『今日は貸せない。』と断つた。さうすると、R少年は暫く考へて居たが、『ちよつと來い。』と云ふて彼等を便所に導いた、そこで、R少年は書籍を窃取することを勧めた、それは、先づT少年がN少年から十圓札を受取つて雑誌を買ふ、店員がその雑誌と紙幣とを勘定場に持つて行つた間に、R少年とN少年とが書棚から本を盗み去ると云ふ方策であることを語つ

たのである。

二四

T 少年は直ちにその計画に賛成したが、N 少年は今日までそのやうな悪い事をした事がないから、

『僕はイヤだ』と断つた。

然るに、R 少年は R『何だ、水臭い事を云ふな、己達二人にわるい事をさせて、君は一人で善い子になるのか』

と皮肉な事を云ふた。

一般に少年は、學校の教師に叱られたり、親達に叱られたりしても、左程に感じないが、友人にいや味を云はれたり、批難されたりすると、非常に苦痛を感じる者であるらしく思はれる。

もし N 少年の性質が父親に似て、自我の強い子供であつたならば、このやうな理窟にもならない皮肉な事を云はれたところで、それがために心を動かすやうなことはなかつたであらうが、兎角、大酒呑みの子供には意志薄弱兒が多いと云ふ

直ちに監視員に發見されて捕り押へられたのである。

一方、R 少年と T 少年とはいつの間にか逃亡してしまつたので、ひとり N 少年のみ某警察署に送られ、そこで取調べを受けてから、父親を喚び出して引き渡されたのである。また、R 少年と T 少年とは歸宅した後に、警察署員が出張して、同じく警察署に連行されて取調べを受け、各保護者に引き渡されたが、その取調べの結果は、記録となつて、検事局を経て少年審判所に廻されて來たのである、T 少年と R 少年との事件については、別に語るべきものはないが、N 少年については、なほ、少しく話を進めて見たいと思ふのである。

少年審判官は少年保護司から詳細な調査報告を受けた後、N 少年と彼の父親とを少年審判所に喚び出した、母親は別段喚び出したのではなかつたが、N 少年の

身上が案じられたのであらうか一緒に出頭したのである。

二六

少年審判官は、先づ大體、N少年の知能程度を検して見る考で、次のやうな談話を持みた。

審『君のお父さんは幾才か。』

と問ふたところ、N少年は父に向ひ

N『お父さん！幾つだ。』

審『いや、お父さんに聞かすに、君が知つて居るならば答へて見給へ。』

答へなし。

審『知らないのか。』

軽くうなづく。

審『それならば、お母さんはお幾つか。』

母『ハイ、私は三十七になりました。』

審『いや、お母さん！あなたに聞くではありません、N君にたづねるのです。』

N『三十七です。』

審『さうか、お母さんが、今云はれたのだから間違ひはない、しかし、君は前からお母さんのお年を知つて居たのかね。』

N『知らなかつたのです。』

と、やゝ恥づかしさうな風をした。

審『これから、君の學校の事をたづねるがね……君の一一番得意な學科は何だね返事なし。』

審『どうだね、何が一ばんすきだね、英語か、國文か、それとも圖書か、體操か、一番すきな學科は何かね。』

N『英語です。』

審『さうか、英語が好きか、それならば、英語は善く出来るだらうね。』

彼の、學校に於ける成績表を見ると、英語の譯解はやゝ良い、六十乃至六十五

點であるが、英語の作文は、二十點内外の不成績である。

審『それでは What is your name? (アナタノ名ハ何トイフカ) 英語で答へて見給へ。』

二七

N『出来ません』

彼の父は、堪えられなくなつたと見え、傍より

父『アホー、お前の名を聞かれて居るのだ。』

N『エー、Nです。』

審『「です」と云ふのは日本語だから、英語で云ふて見給へ。』

暫く考へて居たが

N『出来ません。』

審『出来ないことはあるまい。英語で、「私は」と云ふことは何といふかね。』

N『I (ワタクシ)』

審『さやうさ、それからNです の「です」と云ふことは何と云ふかね。』

N『知りません。』

審『「です」と云ふのは、「あります」といふのと同じだが「ある」と云ふ語を知つて居るかね。』

N『It is (アル)。』

審『よし、その位にして置かう。それでは今度は、算術をして貰ひませう。こゝにお團子が十五ある、君が二つ食べる間に、僕が一つ食べる、さうするど、皆無くなるまでに、君は幾つ食べるか、計算して見給へ。』

審判官は、N少年に紙と鉛筆とを渡した。N少年は、約二十分も考へて居たが、結局、『判らない。』と云ふた。

審『君は、中學校二年級になつて居るのだから、算術は終了したのであらう。』

N『代數は、少ししましだすが、算術は、小學校の時から、出来ませんでした。』

審『代數ならば出来るかね、それならば、 $a + b$ 、とはどこが違ふかね。』

約十分程考へた後、

N『 $3a$ は3にaを加へるので、 $a + 3$ は、aに3を加へるのです。』

審判官は、大體N少年の知能が判つたので、今度は父親に向ひ

審『あなたは、今後N君を如何やうに教育せらるゝお考へですか。』

父『私は、何とかして中學校だけは卒業させたいと思つて居ります。』

審『それは御尤もの事ですが、たゞ今お聞きの通りの次第で、それは至極困難な

事と思はれますから、むしろ、今の内に方針を變へて、何か本人に適應した、實業方面へでも變へたらば如何でせうか。』

父親は、不満らしい様子で、返事をせず。

『あなたが、何としても中學校を卒業させ度いと云ふのであれば、出来るだけ勉強させて、成績を善くすることをお考へにならなければなりませんが、一體、N君は、毎日學校から歸つて、何時間位復習をなされますか。』

父『私は、職業柄、いつも不在勝ちで、よく知りません。』

母『左様ですか、それならば、お母さんに伺ひませう。』

母『私は、女ですから……。』

母『お母さんが、女で居らつしやる事は勿論であります、大切なお子さんが、毎日何時間位勉強するかを御存知ないとは、あまりのやうに思はれます。それにN君は、一學期の中に二十日間も、學校を缺席して居られるのに、御両親ともに御存知ないのですか。』

父『私は、毎夜遅く歸り、子供は、毎朝私の寝て居る間に出て行きますので……。』

母『それでは、お母さんは……。』

母『毎日、カバンを提げて出て行くのですから、學校へ行つて居ることゝ思ふて居りました。』

母『それでも、學校から、お父さんに出頭するやうに、手紙が參つた筈ではありますか。』

母『手紙は、三度ばかり來ましたが、夫が歸宅する前に、子供が歸つて、開封して見て居りましたから、それで用事はすんだことゝ思ふて居りました。』

成程これでは、學校から幾度手紙を出しても、父親が出頭しない譯であるとおもふた。

母『N君が、修學を續けるとすれば、お宅へ歸つてから、少くとも、毎日二時間位は復習しなければなりませんが、それが、N君には出來るでせうか。』

父親は何とも答へず、母親は

母『いつも、子供が勉強しやうとしてゐると、お友達が誘ひに來るので、どうもなりません。』

『それは、N君のお小遣が、あまり多過ぎるので、わるい友だちが、N君に奢つて貰ふ積りで誘ひに来るので、一體、まあ——お父さんは、N君に毎月百圓もお遣はせになると云ふことですが、僅か十六才のN君が、それを何に費すかをお考へになりましたか。』

父『イ、ヤ、その位の金は、何に遣ふても構ひはしません。』

『それは、あなたのお考へが違ひませう、その位のお金をお金を費したところで、あなたの御身代に影響のないことは判つて居りますが、そんな莫大な小遣をつかはせて居るために、N君が悪友に誘はれて、心にもない萬引をするに至つたことに、お氣がつきませんか。』

父『それは、全く案外がありました。』

『小遣錢を給與するのは、中々むづかしいもので、不足でもわるいが、多過ぎてもよくありません。割合から云ひますと、多過ぎる方が、子供を誤らせる度が甚だしいやうであります。特に、N君がだんく成長して、異性の愛を感じするやうになりますと、一層危険でありますよ。』

N君！ 君は大奮發をして學業を繼續する氣があるか、ないか。正直に言ふて見給へ。』

N少年は、何とも答へない。

『どうだね、君は學校へ行つて、課業が面白いか。』

N『面白くありません。』

『それでは、毎朝學校へ行くのが、いやだらう。』

N『ハイ。』

『お氣の毒だが、今度の學年試験には及第の見込はないが、落第しても修學を續けるかね。』

N少年は、頭を左右に振る。

『お父さん！ あなたが何程勉學させ度いと思はれても、肝心の本人がいやだ、と云ふのでは仕方がありませんな。』

父親は、よほゞ當惑した様子で

『それでも、今學校を止めさせても、他にする仕事がないので困ります。』

それから、審判官は、なほも種々懇談した上結局。

△N少年を來學年から、程度の低い私立の商業學校へ轉學させる事。

△N少年のために適當な家庭教師をすゝめるから、一切その人の保護指導に従はせる事。

△小遣錢は、毎月十圓以上を與へぬ事。

△悪友との交際を、全然絶たせる事。

等を條件として、N少年をその父に引き渡すことにしたが、審判官はなほN少年の父母に對し。

『お父さんは御職業柄、お宅で御夕飯を召上がることが出來ないと申されます
が、お子さんのために、出来るだけ、御夕飯は御家内三人打ち揃ふて召上が
りなさい、御職業の方では立派に成功されて居るのですから、今度はお子さ
んの成功をお考へなさい、お母さんも、N君も、お父さんのお歸りになるの
を待つて、御一緒に御飯を召上がるやうにしなさい。なほ家庭教師も出来れ
ば一緒にするやうにしなさい。かやうに、家族が打ち揃ふて夕食の卓につき、
と忠言を試みた。この時母親の眼に、涙が浮むで來た、父親は默然として俯向い
て居る。N少年は不思議さうな顔をして、審判官と父母との顔を交互に眺めて居
た。それから、審判官は、N少年に、「斷じて不正を行はぬやう。また金錢を濫費
したり、不良な娛樂をしないやう」誓約させて、この事件を終結した後、某商業
學校の校長を訪問し、その諒解を求め、N君を來學年から二年級に編入する事を
頼み、なほ、某専門學校の生徒を家庭教師に世話をしたが、幸にN君の素行は一
轉して、成績もだん／＼と向上し、終ひに本年三月無事にその商業學校を卒業し
たのである。

惟ふに、前者は消極的の失敗であつて、後者は積極的の失敗である。所謂「過

ぎたるは、なほ及ばざるが如し』で其の歸着するところは全く同一である、何故に消極的の失敗が、積極的の失敗に一致するかは隨分興味ある問題であるが、この點については、教育家又は専門家等によつて、已に研究せられて居ることであらうと思ふが、私一個の考へとして一言に云へば、二者共に保護者が、これ等少年の將來の幸福を顧慮しなかつたと云ふ事が、彼等を悪化させた一大原因であると信ずるのである。

自分の娛樂や趣味のために、相當多額の金錢を費消することを何等意に介しない者が、わが子のためには、僅かな金錢でも出し溢るといふところから、その子供が終ひに不正を行ふに至つたこと、またはこれと反対に、子供に多額の小遣錢を給與したがために、終ひに墮落に陥り不法行為を働くに至つた事等は前例に徴して明白なことである。

なほ、茲に一言申上げたいのは、保護者が、自分の子供に小遣錢を與へる場合には、その金は何に消費されるか、また、一ヶ月若しくは一週間に何程を要するかを豫め承知して置いて、必要な限度の小遣錢を給與せねばならないにも拘はない。『自分の子供は、いつも、十圓札位は幾枚も持つて居て、惜氣もなくつかふ』と云ふやうなことを、父親又は母親自らが誇り顔に吹聴し、實際また殆ど無制限に金錢を濫費させて顧みないやうな者は、大切な我が子を浪費者なし、知らず知らずの間に不良児にしてしまふ者であると云はなければならぬ。そして、道徳上から考へてもむしろ罪惡と思はれるこのやうなことを吹聴し、驕り顔をして居るやうな者は、『自分は富者である。自分の財産は豊富である。』と云ふ事を鼻にかけて、自己の慾望を満足せしめて居るのである。換言すれば、自己の慾望を満足せしむるために、無意識の中に自分の愛兒を墮落させて、浪費者にして居る者である。故に私は、このやうな保護者は、無理解であつて、自己本位であると酷評して憚からないのである。

小遣錢と間食とは、少年保護についての大問題である。理窟は何とでもつくやうであるが、要するに、保護者が少年を理解し、少年の將來のためを考へて金品を給與するか、否やの點にあると思ふ。金錢や品物が優良なる人を作るのでもなければ、又人を誤まらせるものでもない金錢を與ふる人、品物を供する人、若く

はこれを惜しむ人の心が良い少年を作り、又は少年を害するのではあるまいかと思ふ。

話の序に、間食を給與しなかつたがために起つた事件を左に一つ掲げて批判して見やうと思ふ。

◆ 實例三

大阪○○橋筋のある洋反物屋の丁稚キユウQ少年は、丹波の山間部から出て來た十五才の少年であつた。親元は小作農でありますと豊かではなかつたのである。

農家の青少年は舉つて都會生活に憧れる現代の事であるから、Q少年が小學校を卒業すると間もなく、父は姻戚關係ある人から、大阪の、ある洋反物屋で少年店員を需めて居ると云ふ話を聞き込み、Q少年に相談したところ、彼は非常に喜び、是非その店に奉公させて呉れ、と云ふたので、早速話がまとまつて、雇はれる事になつたのである。

大阪に來て三ヶ月ばかりは、何んの不平もなく、又何んの野心も起さず殆ど夢

中で暮したのである。それは、土地は珍らしく、仕事には興味があり、自分の氣分は緊張して居たからである。同僚から田舎者扱ひにされても、當然の事である位に思ふて、格別氣にも留めなかつたが、だんくへ慣れるに従つて、丁稚奉公のつらさがしみぐと身にしみて、故郷の空が戀しくなつて來た。毎朝五時半に起され、朝食は七時頃であるが、それまでに店内は勿論、店前の往來まで綺麗に掃除して水を撒いて置かねばならぬ。自分一人のみでそれをするのではないが、古參の丁稚は横着になつて、成るべく自分が働かないですむやうにして居るので、自然にQ少年が一人前以上の労をしなければならぬ。朝食はお粥に漬物ではあるが、腹がへつて居るから相當うまく食べられる。午前は、商品の庫出しと、近所への使ひ歩きをさせられるので腹がすいて堪えられない。小遣錢のある間は、五錢、十錢と買食をして居たが、一ヶ月に二圓給與される外には一錢も貰へないので、買食も出來ないから、晝食を待ち構へて腹一杯に詰め込む、午後は、商品の配達で、自轉車又は三輪車に乗りつゞけるから三時頃になると一層空腹を感じるので、やはり金のある間は、遠慮なく回轉焼だの、パンだの、ウドンなどを食ふ

て居たが、金がなくなると、如何ほど空腹になつても、午後六時の夕食まで辛棒しなければならぬ。ところが、主人の家より一丁程西の辻に、毎日午後四時頃より關東煮の屋臺店が出て來るので、ある日、Q少年は仲間と一緒に錢湯に行つた歸りに、その屋臺店に立ち寄つて二三本味ふて以來、毎日その時刻になると、關東煮が食ひ度くて堪らなくなるのであつた。

ある日の夕刻にQ少年は相變らず、關東煮を食ひに行つたが、他にお客も居なかつたので、關東煮屋の老翁は

老『お前さんは、どこの小僧さんだい。』

Q『そこを南へ折れて、三軒目の洋反物屋だ。』

老『洋反物屋か、さうか……いつでもよいから、端布があつたら少し貰ふて来て呉れないか、私の前掛にするのだから……今日は特別に二本（タコとチクワ）たゞあげる、これは代金は貰はんでもよい……』

Q少年は何んの氣なしに、端布を持つて來ることを承諾したのである。そして御馳走になつた禮を云ふて店に歸つたが、番頭さんに、前掛にする端布を呉れど

云ふことは出來ないし、さりとて約束を破るわけにもいかないので、一人苦しみに苦しんで一夜を明したのである。

いつたい、初心者が不良行爲をなす場合には、低能者か、變質者でない限りは、誰でも精神上の苦悶を感じする事があるのであるが、修養が足りなかつたり、理性が未熟であるために、苦しみながら罪の淵に陥入つて行くのである。

彼は翌日になつても、まだその苦しみは去らず煩悶しつゝ、その日も過ごしたのであるが、漸く三日目になつて、商品の庫出しに從事した際に、紺セル一ヤール程の端布を見つけたので、人目を忍んで懷中にし、その日の夕方に關東煮屋の老翁に渡して約束を實行したのである。老翁は厚く禮を云ふて、又三本の肴を振舞ふて呉れた。そして、老翁はまた、今度はいつでもよいから、都合の好い時に鳥打帽子にするやうな端布を持つて來て呉れと頼んだ。Q少年はまた／＼何んの思慮もなく承知して、二三日後にその約束を實行して、相變らず關東煮の御馳走になつて居たが、ある時老翁は、娘の婿に頼まれたのだが、サージの背廣服一着分を持つて來て呉れないか、難波の方へ使に行く時、人に知れないやうに家へ届け

て呉れ、と云ふて詳しく述べの住居を教へたのである。Q少年は、その頃はすでに餘程大膽になつて、不正を行ふことも上手になつて居た。

一方主家に於ては、Q少年が毎日關東煮を食ひに行くのを不審に思ふて居る。同時に、彼等の舉動が何んとなく落付かない様子であつたから、永年少年店員を使役して、彼等の監督に熟練して居る番頭某は、ひそかに、Q少年の行動に目をつけ居たところ、ある朝、Q少年は一人で庫に入り、鍼を以て反物を切りかけて居るのを發見し、厳しく訊問したところ、前記の非行を全部自白したから警察署に告訴せられ、檢事局を経て當大阪少年審判所に送致されて來た。

それで、少年審判官は、少年保護司に調査を命ずるに際し、特に、店主にQ少年を解雇しないこと、少年店員の待遇を改善して毎日間食を給することを頼み入れしめたが、主人は、『自分達が丁稚奉公して居た時には間食などを與へられたことはない。自分の店の待遇は悪くはない、このまゝでよい』と云ふならば、今まで通り雇ひ續けてもよい。』と云ふたと云ふことであつたから、審判官は、丹波から父を喚び出して、もつと理解ある店主を選んで奉公させると云ふことを條件とし

てQ少年を引き渡したのであるが、當時大阪には適當な店主が見当らなかつたので、歸村の後、福知山町の某呉服店に雇はれるやうになつたのである。

Q少年のこの行ひによつて直ちに食ひ辛棒と云ふて笑ふのは、それはあまりに酷である、身體の成長する盛りの若者が、三度の食事以外に何一つ與へられないのは、實に非常な苦痛であらう、そして、またそれを與へないのは虐待であるといふても過言ではなからう。我々の實驗によれば、少年店員が間食代を得んがために金錢を窃取する者が隨分多いが、又その外に間食のないために、ひどく腹をへらし御飯時には食慾の旺盛なるまゝに、過分に食するため胃腸を害するやうな者も非常に多い。

私は、少年店員のために、店主に一言御願ひしたいと思ふ。それは毎日一回でよいから、午後三、四時頃に相當の間食を與へて、約一時間位休憩させていたゞき度いことである。僅か五錢乃至十錢の間食代を得んがために、心ならずも、それ以上の金錢を窃取したり、或は他の方法で金品をごまかしたりすることが動機となり、終ひには恐るべき犯罪人となつて社會に害悪を及ぼし、あたら少年の前

途を誤るやうな者が少くはないのである。又一時に粗悪な食物を多量に食ふために胃腸病を患ひ、主人に少なからず醫藥料を拂ふて貰ふて迷惑をかけたと云ふやうな實例もある。かやうな譯であるから、少年店員に間食を與へることは、たゞに人道上の問題であるのみならず、これを經濟上から考へて見ても、主人の利益であると確信する次第である。

申すまでもなく、二十世紀は、子供の世界であると云はれて居るにもかゝらず、時代の思潮に逆行してゐることも知らないで、やはり我々大人のみの世界であると云ふやうな積りで、一世紀も前の頑迷なる考へを以て、少年を取扱ふて平然として居る無理解な者が中々多いので、それがため我々少年保護の任にある者は、隨分人知れぬ苦心をすることが多いのである。

刑事訴訟法や、刑法にはこのやうな徹底した處分は規定されてゐないのである。かやうに碎けた審判をするのが、少年法の特徴であり、この法を活用して少年を保護するのが、わが少年審判所の使命である。

しかし、少年法に反対する論者は、少年の保護を司法官吏にさせるのは失當で

あると云はれるが、それは、司法系統の官吏は犯人を檢舉し、處罰することのみを知つて、人を教化する道を知らないものであると誤解して居るためであろうと思ふ。

私は、犯罪人の心理を最もよく理解して居る者は、社會學者でもなければ、教育家でもなく、特別に研究をして居る専問家は別として、その他の者では、司法警察官か、司法系統の官吏であらうと思ふ。

前例のやうな單純な竊盜事件については、別に事實の認定に困難はないが、被疑者が自白せず、關係人の申立が一致せず、その上、證據の乏しい場合などには、一般の教育家や、社會事業家などには、罪の有無は勿論、事實の真相を捕捉して、適切なる處分をすることは到底出來難いことであると思ふ。それで、私は我田引水的の事を云ふやうではあるが、犯罪少年の處分は、それが刑事處分であらうと、はた又保護處分であらうとも、司法官吏がこれを擔當するのが最も適當であると確信して居るのである。

世間では、司法官と云へば、たゞ厳峻であるのみで、人情味のない、そして理

窟ぼい者のやうにのみ思つて居られるやうであるが、決して世人が想ふやうな人間味の薄い者ではない、殊に少年保護司や、少年審判官には、そのやうな人は一人も居ないのである。

現代の刑事政策は、刑罰主義より保護主義に變遷しつゝあるのであるから、警察官の中にも保護係があり、檢事又は裁判官にも、犯罪少年を少年審判所に送致して、保護處分に附する職責を與へられて居るのであるから、その任にあるものは、誰でも皆よく保護教化の事について研究せられて居る。従つて、司法官が、少年保護に不適任であると云ふやうな議論は、全然理由のないことであると思ふのである。

次に、少年に對する訓誡について、なほ一言附加して置きたいことは、少年を訓誡する場合に、頭げなしに叱言を言ふことを避け度いことである。頭げなしに叱言を云はれると、少年は必ず反抗氣分になるものである。反抗氣分になれば、如何ほど理由のある叱言でも、決して感銘するものではない。例へば、少年に必要な小遣錢を與へないで、友人から金錢を借りてはいけない、と云ふたところで、

何等の益もない。たゞへ、少年が一時は服從して、以後謹慎します、と云ふたところで所謂、背に腹は替へられないから、特に境遇に變りがない限りは、復た、友人から借金をする、そしてその度毎に、行ひは一層大膽になり、手段は一層狡猾になるのみである。それ故、私どもは保護者に對して、必要な小使錢は必ず與へる、と云ふことを承諾させ、同時に少年に對しては、小遣錢を貰ふた上は、大事にして無駄遣をするな、他人から借錢をするな、といふやうな方法で、少年としての人格を認めて、訓誡し指導して行くから、少年は實際に感銘し、前非を悔ひて改心するのである。

◆ 實例 四

○○市の某區に住んで居た、Y^{ワイ}少年と云ふ非常に賭博が好きな少年があつたが、しばく警察署や檢事局で訓誡せられたが、なかく改心が出来ず、その上彼は賭博の資を得るために、掏摸をした。

Y少年は、前にも二回檢事局から送致されて來たことがあつたので、審判官と

は知り合つて居た。審判官は、その都度十二分に訓誡して保護者に引渡し、且つ保護者にも懲篤に注意して置いたにも拘らず、その度毎に不良性が濃厚になつて居たやうに感じられたので、彼が賭博をする時の精神状態を追究して観た。

審『博奕は、どうしても止められないか。』

Y『止めやうとは思ふのだが、他の人がして居るのを見ると、ツイ、手を出す氣になる。』

審『人が博奕をするのを見ても、夢中になるのか。』

Y『夢中になると云ふ程でもないが、ツイ、釣り込まれます。』

審『巡査に見つけられると、怖いとは思はないのか。』

Y『始めは左やう思ふが、少し見て居る中に、何も思はなくなる。』

審『その時、少年審判所で訓誡されたことは思ひ出さないか。』

Y『思ひ出さない。』

審『少しもか。』

Y『ハイ。』

審『困る人だね、それなら巡査に見つけられないこともあるか。』

Y『あります、大概は見つけられない。その時は、マアよかつたと思ふ。』

審『巡査に見つけられなくとも、博奕は生涯しない、と云ふ約束をしたではないか、前回の審判の時に。』

Y『サア――、私には自分の錢で、自分が賭博をするのが、何故悪いのか判らない。』

審『本當に左様思ふて居るか。』

Y『ハイ。』

審『左様か、この頃は毎日暑くて苦しいが、君は家へ歸ると裸體になつて居るであらう。』

Y『ハイ、なつて居ります。』

審『それでは、今日これから君の家へ歸る時に、裸體になつて歸られるか。』

Y『そんな事は出來ない。如何ほど暑くとも、往來は裸體では歩けない。』

審『ナゼカ、君の着物だから、着やうと着ないと君の勝手ではないか。』

『それでも、裸體で往來を歩く者はない。』

『それ見給へ、氣狂か、よつぱらいならばイザ知らず、眞面目な人ならば、如何ほど暑い日でも、必ず着物を着て外出するにきまつて居るから、巡査に叱られるが、否と拘らず、裸體で往來を歩く人はない、それと同様で、博奕や掏摸は眞面目な人間がすることではない。博奕打や盜人は眞面目に稼ぐ人に害悪を及ぼす者で、丁度、虱やダニのやうなものであるから、かやうな者が多くなつては、遂には國が滅びてしまふ。君が裸體で外出することを恥づかしく思ふならば、眞面目な人のしない博奕を打つたり、人の金錢を掏り取つたりすることは、なほ更恥づかしいことではないか。』

『違ひます。裸體で往來に出ると、人に見られるから恥づかしいが、博奕を打つたり、人の金錢を盗んだりすることは、人に見附けられないやうにするから恥づかしくはない。』

いろいろなことを聞くに慣れて居る、審判官も、この答には少なからず驚いた。

『何を云ふのだ、君は人に知れなければ、何をしても善いと思ふて居るから、母に對し、何故濟まなかつた、わるかつた、とは思はないのか。』

この時列席して居た母は、頻りに涙を流して居た。審判官の訓誡に感銘したのか、或は純真の愛に熱した慈母の涙が、冷き少年の心に滲み入つたのか、彼の兩眼には一杯涙が浮んで來た。頑迷な不良兒の心肝にも、母の涙はありがたく感じられる見える。少年は頻りに手の胛で涙を拭ふて居たが、なかなか涙が止らない、水鼻さへも出て來て、その處置に困つて居る様子であつたから、審判官は、自分のポケットから新らしいハンカチを取り出して

『これを上げるから、使ひ給へ、そして、その貴い悔悟の涙を記念するために、

そのハンカチは洗はずにしまつて置き給へ。』

と諭した。

少年は如何にもありがたさうに禮をして、そのハンカチを使用して懷中に納めた。それで、審判官は、Y少年の氣儘な生活を一變させるために、あるお寺にある、保護團體へ委託したが、幸に好成績を得て、委託後一ヶ年程で無事に歸宅せしめたのである。

少年審判官の訓誡は、大體このやうな工合に行ふのである。

□ 保 護 團 體（委託）

これから更に實例によつて、少年保護團體の話をしようと思ふ。

保護團體と云ふのは、家庭を離れた少年や、又は家庭にあつては、益々不良化するやうな少年を集めて、精神の修養や、簡易なる學科や、或は職業教育、例へば女子ならば家事とか、裁縫とか、又は編物などを學ばせるなど、つまり、少年が正直で勤勉な者になるやう指導して、良習慣をつける特別の施設であつて、何れも特志家が自費で經營せられて居る保護所である。現在、大阪審判所の管内には、佛教による教化を目的とする保護團體が二十二ヶ所、基督教主義の所が四ヶ所、無宗教の所が七ヶ所、合計三十三個所があるのである。

◆ 實例 五

われくが取扱つた少年の中に、A^{エイ}子と云ふ、大正四年生れの娘があつた。彼は五歳の頃に母を喪ひ、その後間もなく、父は遠國に稼ぎに出たので、祖父の手に養はれたが、その祖父もまた彼が八歳の頃に逝去した。それでA子は、小學校を尋常一學年の中途から退學し、以後は大體次のやうな経路をたどつた。

△九歳の頃、郷里の九州で、知人の家に子守奉公約一年半。

△十一歳の頃、兵庫縣下某市の姻戚に引取られて子守約一年。
ため、解雇された。

△それから、某商家の子守を約五ヶ月、その間に父親は某市で牛肉の行商を始

め、後妻を迎へたので、A子を家庭に呼び戻したが、何分にも後妻との折り合ひが良くなないので、約二ヶ月の後、A子は更に他家の子守となつた、子守となつても相變らず、主家の金品を窃取するので、何處へ行つても、長くて一ヶ月、短かきは二三日で解雇されたが、それでも十四歳になる頃までは、或は子守に、或は女中に、或はゴム工場の女工になつて暮して居つた、しかし、何分無教育である上に貧苦の中に育つたので、自然、金錢に對する慾望が旺盛であるから、雇主より給料を貰ふのが待ち切れず、不法行為をしては解雇されるので、父親もA子の處置には全く困つて居た。

一方A子の方から云へば、自分の家はあるとは云ふものの、嫌な繼母が頑張つて居るので、少しも歸り度くはない。十四歳にもなつて、しやれ氣が出るやうになつては、子守はいやだ、女工になりたい、しかし彼女の性行を知つて居るものは、誰も世話ををして呉れない、しかのみならず、確實な大工場では、義務教育を卒へて居ない者は採用してくれないから、A子は、今やどうすることも出來ず困つて居た際、大手を擴げて歓迎して呉れたものは「カフ

エー」であつた。

父が牛肉の行商をして居るので、その得意先の某「カフエー」の女給になつたが、雇はれてから三日目に、ある酒客のために貞操を弄ばれてしまつたのである。

審判官が觀た所では、A子には節操を固守する意志が全然缺けて居たと云ふことであつたが、一般保護少女が貞操觀念を有せないことは驚く程である。

「カフエー」に於ける女給は、大抵無給であるから、自然、女給は顧客に眉を賣つて「チップ」を貰ひ、それで自分の衣服や、化粧品を調へ、小遣錢を支辨せねばならぬのである。

A子は容貌が、あまり優れた方ではなく、むしろ十人並以下である。その上驅け出し者の悲しさには、お客様をあやつることが下手で、不愛想であるから日々の收入も多き日には、二圓位もあるが、少い日には二、三十錢位で、平均すれば一日五十錢になるかなりぬかと云ふ位で、他の女給に比して著しく少いが、それでもやはり人並の化粧もし、人並の衣服もほしいので、だんぐり女給生活に慣れる

に従ひ、また朋輩の話を聞くにつれ、もつと収入の多い「カフェー」に住み替へることを考へた。

それで彼女は、或日同僚の衣服三點を盗むで逃走し、大倉山公園で獨り思案して居た時に、三十四五歳位の土工風の男に逢ひ、誘引せられて、その男の下宿に三日程同棲し、その男の周旋で、○○○通りの某「カフェー」に住み込むだが、そこでも満足する程の収入がないので、僅か一週間働いた後、同僚の現金七圓餘と、單衣帶一筋とを窃取して逃走した。それから後は、神戸、西ノ宮、尼ヶ崎などの「カフェー」や食堂を流浪し、到る處で金品を盗むでは、逃げ出して居たが、つひにある警察署に検舉せられ、神戸區裁判所檢事局を経て、大阪少年審判所に送致されて來た。

少年審判官は、とりあへずA子をある基督教主義の保護團體へ假りに委託して、少年保護司に身上調査を命令した。當時、審判官が直接、彼に應對して感じた事は、A子は右のやうに倫落の女ではあるが

△年齢が若いだけに悪ヅレがして居ない。

△物質慾は旺盛であつても、淫蕩な氣分はない。

△嘘は言ふけれども、餘り計劃的な詐言を弄する智慧はない。

それで、このやうな少年には、基督教主義の保護團體が適當であると信じたのである。

話は少し横道へ入るが、元來、基督教の教義は比較的理智的であると同時に、個人道徳を嚴峻に勵行するのであるから、莫連者あほまんものや、娼婦のやうな生涯を送つた者を同主義の保護團體へ入れると、(改悛後の人かんじゆこうじん人は別論である)直接面責されることはないけれども、自己の罪惡に責めつけられる感を起すので、却て反抗氣分を起して逃亡する者が少くはない。このやうな少年は、佛教主義の保護團體に入れるのがよいのである。しかし佛教の教義は、頗る難解で、我々が聽いてさへも容易に解らない。その經文を教へられ、毎朝毎夕二、三十分の間お念佛を唱へて禮拜を命ぜられるのは、あまり愉快ではなからうが、自己の罪惡に責めつけられるやうな感を起すことは少しもない。

「食を貪り、飲に耽り、色に溺れ捷を競ふ。身は罪惡の結晶、五陰盛は苦なら

と唱へては居るもの、その意味が解らないから、その文句によつて自分の過去を反省することもないが、夢中で拜み、夢中で唱へ、夢中で暮し、毎日同じ事を繰り返して居る内、自然に慚愧に住し、改悔に活きるやうになる。

勿論、凡ての不良少年がこんな工合に教化されると云へないが、順調に行く者は、皆かやうに反省改悔するものである。そこが、佛教のありがたいところであらうと思ふ。それ故、審判官は、多數の保護團體の中から、各少年にそれより適當する所を選んで委託するのである。

さて審判官は、少年保護司をしてA子の身上を調査せしめた結果、前述のやうな生立と経歴が判明したが、なほ一應醫師に心神の検診を命じた所、不幸にも『左の肋膜に水が溜つてある、無教育であり、且つ魯鈍若しくは輕愚階級の低能兒であるから、却つて教化に大した困難はあるまい』

と云ふ斷定であつたから、先づ第一に、『無理をして逃亡したりして養生をしないと、肺病になつて死んでしまふかも知れないから、よくく 静養するやうに、そ

云ふて居た。

少年審判官は、この少年を保護團體に委託すると同時に、その旨を保護者に通知したから、通知を受けた父親は、父はA子が委託になつてから四日目に、この保護團體に訪問して來た。父はA子が保護されて居るとの事であるから定めし警察署の留置場のやうな所であらうと思ふて來たのであらうが、さて来て見ると、全く別荘のやうな小ちんまりした、きれいな二階家であつたので、もしや間違ひではあるまいかと思ひ、半信半疑で玄關を訪れた。すると中年の婦人（事務員）が出て來た。彼の父はや、周章の態で、A子の父であるから、A子に面會したいと申し入れた、事務員は愛想よくそれを迎へて、應接室へ通して待たせて置き、保護團體の主任者にその旨を語り、主任者の指圖によつて父が來訪したことをA子に告げた。

A子は居室で床に就き休養して居たのであるが、父の來訪と聞いて、静かに起

き上り、事務員に頭髪の亂れを直してもらひ、洗ひ立ての浴衣に着替へ、それから、父に對する挨拶、禮法を簡単に口授されて、應接室に入り、教へられた通り叮嚀に頭を下げて、

『お父さん、いらつしやいまし』

と挨拶した。彼女の父は、今までこのやうに人から叮嚀に挨拶されたことはない、まして自分の娘から、このやうにされたためしがないので、嬉しいやら、恥づかしいやら、所謂、面喰つて

『へ、エ——』

と云ふて答禮した。それから主任者の寮母も出て来て、父に向ひ、少年審判所の事と、保護團體の事を話して、A子を堅氣の娘にして歸へしたいと思ふが、父親の考へは如何であるかと尋ねたところ、父は、寮母の前にひざまづいて、何とぞよろしくお願ひ致しますと云ひ衷心感謝して歸つた。と云ふ事であつた。

その後、間もなく審判があつて、A子は引き續き、この保護團體へ委託することに決定された。

浮浪性の強い、そして盜癖が濃厚で、その上節操觀念を缺いて居る娘の事だから、間もなく逃走するではなからうかと懸念したが、初期ながら肋膜炎といふ重病に罹つて居ることが判つて、養生しないと治ほらないと思ふたためか、敢て脱出する氣にもならず、毎日落ちついて靜養し、服薬を續けて居た。その上寮母から、神の恩恵、基督の慈愛を聞き聞かされたので、現在では、彼女の本心が次第に目覺めて來た。まだ過去の罪惡を悔ひ改めるまでには行かないが、將來は神の恵によつて、人間らしい生涯を送り度いといふところまで進んで行つた。

『使徒パウロ、は神様は自分が傲慢になつて墮落せざるため、一つの刺を與へ給ふたと云ふて、自分の眼病や癩疳病に罹つて居る事を感謝した』

と云ふ事であるが、A子はその心身を救はれるために、神様から肋膜炎を與へられたとも信じられる。

A子に對する保護處分の效果は未定であるが現在の状況から推測すれば、將來必ず改悛するであらうと思ふて樂しむで居るのである。

而して少年保護團體は、宗教的教育によつて教化することを目的として居るも

のが大部分であるから、これ等の團體に收容せられる少年は、何れも宗教教育を授けられるのである。私の體験によると保護少年に宗教教育を授けることは、彼等の不良性を教化する上に極めて必要なことであると思はれるのである。

私は永年基督教の日曜學校の仕事に從事して居るが、十數年前に、聖書を聽かせ、讃美歌を教へた生徒の中には、今は堅實なる信徒となつて各所の教會に入り、社會的にも成功して、常に手紙の往復をして居る者もある。そして、その成功を見ること、聞くことが、日曜學校の教師として得た唯一の報酬であると感じて居るが、保護少年に對しての宗教教育は、日曜學校の生徒に對するこの教育よりも、一層効果があると信じて居る。何處の日曜學校でも、集まる生徒は、殆ど遊び半分に來て居るから、祈の時に悪戯をしたり、讃美歌の稽古に際して雜談をしたりする者が少くないが、保護少年は、殆ど全員が皆眞面目になつて、聖書の話を聽き、また他人の祈禱する時でも、その祈が、あまり長くて墮氣を含むだものでない限りは、皆が共鳴して一緒に「アーメン」を唱へ、男でも、女でも好く讃美歌の練習をする。

◆ 實例 六

B²⁴子は、十三歳の時、ある醜業婦に賣り渡されたのであるが、營業主から、なるべく虚榮に、なるべく貪慾になるやうに教へ込まれ、不徳の稼業をなして居る間に、遊客の金品を數回窃取した者であつたが、少年審判官は職權を以て、其の營業主即ち身柄買受人より引離し、なほ父母の抗議をも排斥して、條件を附してある基督教主義の保護團體に委託した。その條件は

- △少年を宗教的教育によつて善導すること。
- △家事、裁縫を實習せしむること。
- △簡易なる學科を教ふること。
- などであつた。

B子は、初め三ヶ月ほどの間は、團體内の規律的生活に堪へられず、たび々逃走しやうと企てたが、保護主任者の間断なき注意と、熱烈なる信仰とは、次第に彼女の頑迷なる心情を緩和して、薄き附けられた天國の種は、發芽せしめられた。そして何時ともなしに、神の存在が認識されるやうになると同時に、自分の過去の生涯が、如何にも恐ろしき罪惡の中にあつたことが判り、基督の愛にすがつて、未來の救に入り度い、といふ心願も生ずるやうになつた。

宗教的保護團體では、毎朝、毎夕禮拜の集會をするのであるが、B子はその集會で、簡単ながら力ある感話をして、神の恩愛を證明するやうになつた。ある日曜日の晩、私はその團體の禮拜を視察する考で訪問したところ、かの女は劈頭第一に左のやうな證言をなした。

『私は、元來負け嫌ひな性質で、且つ贅澤でありました。そして、人が銘仙の衣服を買へば、自分は錦紗の衣服を買ふ、人がルビー入りの指輪をはめて居れば、自分はダイヤモンド入りの指輪をはめないと満足が出来ないやうな者であります。だが、イエス様を信じ始めてから、そのやうな事は、みな恐ろしい罪である

と思ふやうになりましたから、私は、この恐ろしい自分の罪が宥まれるやう毎日お祈をして居ります。』

この時、私は

『B子さん、あなたは、今この保護團體に居ることを何んと思ひますか。』

と質問した、その時かの女は、即時に

『私がこのやうに、自分の罪を悟るやうになつた事を、毎日感謝して居ります。』

と、答へた。

實際、彼女は改心したのである。便所の掃除なども人一倍叮嚀にする。又、ある時保護少女の一人が、流行性感冒で苦しんで居た時などは、數日間一人で看護をやり通した程である。彼女の祈は救の感謝であり、彼女の歌は恩寵の讃美であつた。

私は、去年のクリスマスに、この保護團體へカードを贈つて、少女達に感想文を作るやうに勧めたところが、數日を経て、B子から次の文章が郵送されて來た。『所長様からいたゞきましたカードはクリスマスのカードであります。天のお父

様は、世の中の人々が、あまり墮落して居るのをお憐みになつて、これを救ふために、一人の御子なるイエス様を此の世に降し給ふたのであります。イエス様は、尊き御身でありながら、穢い馬槽の中にお生れになりました。その時、牧羊者は、天の使から、今日ダビデの町に於て、彼等のために救主生れ給へり、これ、主たるキリストなりと、教へられたので、その教へに従ひ、イエス様を拜みに参りました。

その有様が、このカードによく描かれてあります、さて私達は、天の御父様から、生命をいたゞいて、此の世に生れた當時は、このイエス様のやうな罪のない、清き心を持つて居りましたが、だんぐり物事を覚えるにつれて、目先の誘惑に負け、悪いと知りつゝ罪を犯し、自分で自分を罪の淵に陥れさすやうに致しました。今日頂戴した、カードを見て、私どもは心から、天の御父様に感謝いたします。そして私どもの罪のために、十字架におかれ、天の御父様に感謝様の御心を考へて、過去の生涯を忘れ、一生懸命に正しき道に進み度いと存じて居ります。』

私は、この手紙を見て、思はず神は愛なり、主は救なり、と感嘆した。

自分は、現に日曜学校で、高等女學校三、四年生の組を受持つて居るが、その生徒の中には、これだけに神の恵を味ふて、感想文を綴るものは少ない、B子は小學校を卒業しただけの學歴である。此の保護團體に來てから漸く十ヶ月、しかも前に申したやうな稼業に沈んで居つた者であるにも拘はらず、かくも善く救はれたものである。保護主任者の功績は、神の前にも、國のためにも、實に偉大であると考へた。

しかし、我々の保護事業は、此の程度で打ち切る譯には行かない。これを読み、これを聞く世の人々は、B子がこれほど改悛したことが顯著なれば、最早や保護處分を取り消して、親元へ引き渡してもよからう、と思はれるでせうが、彼女の將來を思へば、なかなかに單純に行ふことは出來ないのである。何故ならば、前抱主に對する負債が、まだ償却せられてないから、今この少女の保護處分を解いて、親に引き渡したならば、再び醜業を強制されることは勿論である。しかし、それでは、折角少女の心靈を救ふたために却つて餘計な苦痛を與へること

になるからである。

六八

ある人は、藝妓といひ、仲居といふも、何れも正當の稼業である。少年が窃盜やその他の不法行為をしない程度に改悛すれば、それ以上、保護處分を持続する必要はない、と云はれるが、我々少年審判官も、少年保護司も保護團體の主任者も、保護少年の心身を徹底的に救濟するために働いて居るのであるから、左様單純に處分を解く事は出來ないのである。

それで、保護團體の主任者は、B子を指導すると同時に、一方に於ては、彼女の家庭を改造し、彼女の債主の理解と同情とを求むるに盡力せられた。私は、今こゝにその経過を詳説する時間の餘裕を有しないが、主任者の誠意ある盡力により、債主は、B子の衣裳と、裝飾品等とを代償として受領し、B子の負債全部を済ました、そして彼女は廢業することになつたのである。

B子の父母は、B子を賣つたことを悔ひて、將來再びかゝる不徳の行為をしない、と云ふことを誓約したので、その後間もなくB子の處分は解かれて、親元へ引き渡されたのである。

多數の少年の中には、少年自身は改悛しても、親が改悛しないがために、止むを得ず處分を解かれない者もあり、或は、また親以外の者で、少年を理解して、正しい業務を傳習せしめて呉れる特志家を求めて、これに引き渡すこともあり、或は、また、たゞへ引受人が充分ではなくとも、別に悪い人でなければ、少年の行く末を案じながらも、引き渡さねばならぬこともある。

保護少年の大多數は、低能者とか、精神薄弱者とか、變質者とか云ふやうな人並缺けた者であるから、保護團體の主任者が、非常に努力せられるにも拘はらず、容易にその効果が挙らないのである。保護團體に居ると監督が周到であり、環境が善いので、悪い事をする機會が少ないのであるが、第一に信仰が冷却する、生活は不規則になる、金錢を手にする、異性に接近する、酒を飲む、煙草を喫ふ、活動寫眞を觀るなど云ふやうな種々なる誘惑があるので、保護處分の取消又は變更後二、三ヶ月も経つと、再び不法行為を行つて、檢事局から送致されて来る者が少くないのである。

外國では、理解あり且つ相當財産もある基督教信者が、保護少年を教化するため、その少年を自己の家庭に迎へ入れると云ふ事であるが、我が國でも、信仰あり、理解ある人達が、保護少年の一人づゝでも引きとつて、愛護して呉れるならば、吾々の事業の成績は一層良好になるであらうと信じて居るのである。

前にも述べた通り保護少年に對する宗教々育の効果は、頗る顯著ではあるが、もし保護團體の主任者が、眞に宗教を理解して居る人格者でなかつたならば、如何に宗教を説いても何の効果も顯れないのである。

抑も、宗教々育の効果が著しいと云ふのは、少年にたゞ聖書なり、經文なりを教へたゞけで、それで少年が改悛すると云ふ意味ではない。宗教的に訓練された、信仰の篤き人格者が、献心的努力を以て、少年の實生活を指導することによつて、少年の人格が向上し、少年は救はれるので、單に聖書一巻を鵜呑みにしたり、阿彌陀經や、觀音經を詣誦することが出來たからとて、それのみでは何等の感化をも與へることは出來ないのである。

◆ 實例七

少年審判所が開設されてから間もない頃の事であつたが、ある官衙の雇員の娘で當時十六才のC子と呼ぶ少年があつた。

C子は、非常な映畫の愛好者であつた。彼は金錢を見れば、誰のものでも直ぐ無斷で持ち出しては、映畫館に入つたり、買食ひをしたりして遊び廻つて居た。自宅へ歸れば叱られると思ふから、空家に入つて寝たりするやうなことも度々あつたが、いよいよ困ると、自宅の附近を徘徊して、家人に連れ戻されるやうに仕向けて居た。そして如何なる時でも、決して自ら進んで歸る事はしなかつた。

自己の罪を悔い改めて、我が家に歸るやうな少年であれば、公の力で保護するにも及ばないのであるが、一般の保護少年は、一旦家出すると、如何程苦境に陥ることがあつても、自發的に父母に陳謝して歸るなど、云ふ考は少しも起さないで、警察官に捕り押へられるか、或は家人や親戚の者等に見付けられて始めて家に歸らして呉れと云ふ者が多いのである。

ルカ福音書第十五章に記してある、放蕩息子が、流浪の末、父の家に歸つたところを見ると、彼は、我々が扱つて居る保護少年程には墮落して居なかつたやうに思はれる。（但しこれは譬喻であるから、深く論究するにも及ばないかも知れない。）

C子の父は、娘の措置に當惑した末、大阪少年審判所へ保護願（通告と云ふ手續）を出した、そこで少年審判官は、少年保護司に命じて、少年の身上調査を行はしめた。

其の結果は大略左の通りであつた。

報告の概要

△父は温和な好人物であるが、意志薄弱の人であるらしい。

△母は殆ど無教育のもので、大正〇〇年中、某百貨店その他より、小布、反物等合計三十二點を、十四回に連續窃取したが、檢事の同情により、幸に起訴猶豫になつて居る、而してその十四回の窃盜には、C子は何時も關係して居つた。それは、お母さんが店員と話をして居る間に、子供の帽子を盗むたり、

お母さんが秘して渡した反物を、マントの下にかくして、お母さんより先きに走つたりしたのであつた。（つまり法律上の語で云へば、共同正犯の責任を負はしむべき者である。）

母は何故、かかる不法行為を働いたかを調べて見ると。

一、無教育であること。

二、虚榮心が強いこと。

三、子供が多くて、父の薄給では、思ふやうな贅澤が出来ないこと。

四、父は、人が好過ぎて（悪く云へば意志が強固でない）家計の事は一切妻に委せきつてあつたこと。

等がその原因であつた。

△C子本人は、尋常小學校卒業後、ある家政女學校へ一年も行つたが、生來物事に倦み易い性質であつたから、學業には身が入らず、映畫見物にのみ熱中して居た。其の上父は毎日出勤して不在勝であり、母は、自分の行ひに省みて意見することも出来ない。（假令、意見をしたところで、固より聽く筈もない）

い。彼はそれを幸にして、學校は無斷缺席のまゝ、退學してしまつた。身體は早熟ではあるが、異性との關係は未だなかつた。父に對しては、畏敬の念もあり、その恩愛を感じては居るが、母に對しては、全く敬慕の念もなく、寧ろ輕蔑し切つて居た。

以上、少年保護司の調査に基き、少年審判官は、審判の末、ある基督教の傳道に從事して居る老夫人に、C子を委託した、その委託條件は

一、宗教々育により、少年の個性を改善すること。

二、少年の放縱癖を矯正して、規律的生活に慣れしむること。

三、家事、裁縫の實習をなさしめ、なほ讀書、習字（高等女學校一年位の程度）を學ばしむること。

等であつた。此の老夫人は宗教界では、相當經歷があり、又篤信家で、親切な人ではあつたが、保護少年の教化については、全然無經驗であつた。しかし、審判官は、その履歴書により、老夫人が嘗て裁縫女學校の教師であつたことを知つたので、教育者として充分技能ある者と思ふたのみならず、當時は保護少年を引き

取つて世話をする保護團體は一ヶ所もなかつた時代であつたから、審判官は、受託者をかれこれ選定する自由を有しなかつたので、彼の老夫人にC子を託した次第であつた。

老夫人は、審判に立會ふて、少女の過去を知り、審判官の指定條件をも諒解し、承諾して、C子を連れて行つたのであるから、必ず間違ひはなからう、と思つて居たのであつたが、後に至り、C子から聽いたところによると、夫人は、食事の時だけは一緒にお祈をして、多少お話をせらるゝが、その他の時には、或は外出し、或は居室に引き籠つて居て、殆んど顔を見せない、たゞ夫人の身寄の女子と、外に傳道婦とが居て、C子に裁縫を教へたり、家事の手傳をさせたりする位のことで、審判官の指定條件などは、一向氣にも止めて居なかつた。といふことであつた。

C子のやうな不良性の濃厚な少年は、非常な努力を以て、誠心誠意指導しても、短日月では到底良成績を得ることは出來ないのである、況や、かやうな放漫な事をして居たのでは、頑強な性癖が改まる筈はない。

委託少年の成績は、隨時審判所に報告することになつて居る。(現在では、毎月一回報告する事に定めてある。)ので、審判官は、老夫人からその成績報告が出るのを待つて居た。ところが審判後約一ヶ月半を経た、ある日の朝

『老夫人の親族なる某大學生が、夫人を來訪して、夫人の机上に財嚢を置いたまゝ、外出した隙に乘じ、C子はこれを窃取して逃走したが、その財嚢の中には、現金三十圓餘の學資金が入つてあつた。』

と云ふ報告に接した。

一體、何れの不良兒でも、大した痴呆でない限り、十二分に訓誡せられたり、適當な境遇に移されると、その當座は、自ら精神が緊張して居るから、恰も性質が一變したかのやうに思はれ、又は自身も前非を悔ひて、改悔の決心を懷くものであるが、其の境遇に慣れるに従ひ、だんく精神が弛緩して、元の不良性を再現するものである。特に修養中に金錢を見せたり、異性に接近させたりすると、折角積むだ修養が、一時に覆へされるものである。

審判當時に於て、審判官は、C子は一週間も經ぬ内に逃走するではないかと懸

念して居た程であつたにも拘はらず、このやうな放漫な監督の下にありながら、一ヶ月半も無事に經過したことは、全く少女自身が緊張して居たことゝ、環境が良くて、誘惑がなかつたゝめであると思はれる。

然るに、その朝C子は、自分の居室を掃除して居た際に、偶然、夫人の室があけてあつたのに気がついた、そして其の中の机の上には財嚢が放置されてあり、しかも誰も見て居らなかつたので、今までの謹慎も、修養も、克己心も悉く破れて、財嚢を擱むだまゝ、脱兎の如く逃走したのである。

私は、少年審判官の立場から考へて、C子に法律上の責任はないとは思はないが、かくの如き非行をする娘を、如何に善導するかと云ふ保護事件として考へると、少女の法律上の責任よりも、むしろ夫人の保護上の責任が却つて大なる問題になるであらうと思ふ。審判官自身も、かやうに理解のない夫人に、C子を託したことの不明を、神と人との前に陳謝せねばならぬと考へるのである。

さて、C子は、盜むだ三十圓餘の金を持つて、早速遊び馴れた歡樂の巷に馳せ到り、映畫を見物したり、買食ひをしたり、安宿へ宿泊したり、その他顔馴染連

への振舞に兩三日を過ごしたが、その金を全部費消した頃、あるカフェーの店頭に「女給さん大募集」と云ふ貼札が出て居るのを見て、早速そこの女給に應募し、その日から、白いエプロン姿になつて、酒客に應對することになつたが、やはり前に記したA子と同じやうな境遇になつたところから、幾度も同じやうな罪を犯すやうになつたが、彼は、A子よりは利巧で、惡事をなすこと慣れて居ただけに、その不良さは一層甚だしく、其の手段もまた一層狡猾であつた。

C子は某月十五日、ある反物屋にて代金二錢の糸を買ひ、店員の隙に乘じ、瓦斯銘仙一反を窃取し、翌十六日、ある小間物屋ヘリボンを買ひに行つた際、ある顧客が、財嚢を膝の前に置き、店員との談合に氣を取られて居る隙に乘じ、その財嚢を窃取（在中金額三十九圓）したが、程なく顧客に氣附かれて、追ひ駆けられ捕り押へられて、附近の巡査派出所に引き渡されたのである。

警察官は、數日間少女を警察署に留め置いて、犯罪の取調べをなし、其の父を喚び出して身柄を引き取らせ、檢事局へは書類のみを送つた檢事は書類によつて一通り調べた後、C子に保護處分を求むるため、少年審判所に事件を送致して來

たが、其の數日前に、C子は更に家出して、あるカフェーの女給となり、約一週間の後、雇主の手提金庫（金二十八圓在中）を窃取して逃走した。

老夫人の家を逃亡してから、約半ヶ年程の間に、C子は右のやうな生活をして、犯罪に犯罪を重ねて居たのであつた。そして、其の年の夏頃、某檢事局から巡査に連行されて、再び少年審判所に送致されて來たのである。

審判官は、彼女を一見して、その容姿の變つて居るのに驚かされた。前回審判の時には、不良の性癖はあるとは云ふものゝ、何處かに純潔の氣風があつたが、今はその氣風は失せて全く淪落、淫蕩の婦人に變つて居つた。

老夫人方を逃亡した事情やその後の經路を詳しく尋ねると、如何にも、うるさい、面倒臭い、と云ふやうな様子で、なるべく短かく、出来るだけ話さず済ましたいやうな態度であつた。そこで審判官は、C子を委託するに適當な人はなからうかと思ふて、少年保護司に調査物色を命じたが、何分適當な所が見當らなかつた。當時神戸の郊外に、ある特志家が開いて居る裁縫學校の寄宿舎では、父兄の依頼によつて、不良性ある少女を預かると云ふことを聞いたが、一ヶ月二十五圓

ほどの食費、授業料を要するとの事であつた。しかし、C子の家庭では、それを支辨する程の資力がなかつたので、審判官は、彼の女の處分については非常に困却した。現今のように、女子の保護團體が幾箇所もあれば別に困りもしなかつたのであるが、その當時は、前記老夫人の外には一箇所もなかつたのである。それで、再び老夫人方へ委託しようかとも思ふたが、また前回のやうに無責任な監督をされる懸念があつたので、審判官は、C子の父と相談して、前處分を變更して、その自宅に引き取らせ某少年保護司の觀察に附したのである。

八　觀　察

觀察と云ふのは、少年保護司がその家庭に引き渡してある少年を訪問し、若しくは少年を保護司方に喚び寄せて、少年の身上に關する事は細大漏さず打ち明けさせ、適當な措置をとつて、少年を指導し、救濟し、世話をすることである。それ故觀察に附した場合は、委託した場合のやうに、指導者が少年と起居を共にするのではないが、少年保護司の人格的接觸によつて、少年の不良性を感化矯正す

る點に於ては全く同一である。

觀察の結果については、毎月少年保護司から、主任審判官に報告することになつて居る。

◆ 實例 八

審判官は、前に少年保護司の觀察に附したC子に對する觀察報告書を見るのを期待して居たが、その報告書の提出される前に、C子は更に次のやうな犯罪を爲したのである。

ある日、C子は母の云ひ附けにより、平素出入りの米屋へ行つた。丁度その時、米屋の少女は嬰兒を背負ひ、信玄袋を提げて、店から出懸けて行くところであつた。そしてC子は、米屋の用事を済まして、米屋の少女と一緒に店を出た。

C子『あんた、何處へ行くの？』

少女『うち(私)銀行へお金を預けに行くの』

C子『左様か、お金はいくら……』

少女『お金はいくらだか知らない』

八二

C子『あんた！ 帯が解けかけて居る、うち(私)その袋を持つてあげるよつて、ちよつと直しなさい。ヤ、兒(嬰兒)が落ちると危いさかい』

米屋の娘は、欺かれるとはつゆ知らず、現金六百八十三圓と、金額百三十圓の小切手とを入れてある信玄袋をC子に渡して、嬰兒を纏ふ帶を締め直したが、その間に、C子はその袋を持ったまゝ、一目散に逃げてしまった。

米屋の少女は驚いて泣きながら歸宅し、その由を父に告げたので、父は直ちに派出所に走り、巡査に口頭で届けた。それで巡査は本署に報告して手配を求めたところ、其の夜ある映畫館で難なくC子を捕り押へて、檢事局へ送つた。檢事は、たび々の犯罪であるから、今度は起訴しようかとも思ふたであらうが、妙齡の少女のことでもあるから、敢て刑罰の必要もあるまいと感じられたのか、早速電話を少年審判所にかけて、主任審判官とC子の措置について談じ合つた結果、今一度起訴を見合せて保護することゝし、書類と身柄とを警察署に託して、少年審判所に送致して來た。

そこで審判官は、三度C子に訓誡を加へたが、彼れは訓誡を受ければ、その時は何時も必ず今度こそは改心して、決して不正を行はないと云ふが、彼女の前途は決して樂觀することが出來ない様子が見えたので、次回に犯行があつたら、必ず罰せられねばならぬ、と嚴重に言ひ渡して、前記保護司の觀察を其の儘繼續することに決定した。

此の少年保護司は、其の市に於ける女流教育家として、有名な人格者であつて、C子の指導感化については、特別に自信を有する者であつた。

觀察の結果は、次の報告によつて判り、同時に保護司の努力の程もよく判る。

第一回 報告

觀察の日、某年十一月二十一日、及び二十七日。

△母の子女に對する言語、動作共に教育的な點多し。

△本人及び母は、近隣へ面目を失ひ、外出せずとの事なるも疑はし。本人の犯罪は、月華初潮以來、特に甚だしきを以て、この一年間に、精神一變せざれば、終生不幸に終る虞れあるものと思ひ、種々訓誡を與へ置きたり。

八三

△其の後一週間を経て、訓誡の効果を見るため、午前七時頃、少年の居宅を訪れたるに、少年は幼兒を背負ひて家の内外を掃除しつゝありたり、前一週間の経過を聞きたるに、一日平均一枚の衣服を縫ひ、一回も外出したことなしとの事なりき、仍つて、其の忍耐を賞揚したり。

△母は、少女を夜學に通はせ度しと申し出でたるも、其の不可なる事及び、必要あらば午前十時までは、運動のためにも、又は所用にても外出差支なしこと訓し置きたり。

△少女は、比較的裁縫の技に長ずるを以て、これを職業的に指導し、希望を起させるため、次の週間は、保護司より仕事を提供し、賃金を與へたる上、其の賃金を如何に處理するかを検する豫定なり、保護司の訪問に對しては、母又は父が應對する事多く、少女が直接に胸襟を開いて懇談するに至らざるを憾む。

第二回報告

観察の日、同年十二月十日及び二十一日。

△去月二十九日、保護司は少女に單衣一枚の裁縫を頼みたるに、五日程を経て、持參せり、其の成績は普通なりしを以て、十二月十日夜、仕立賃を持參して少女を訪問す。少女は微笑を以て迎ゆ、この仕立賃を基礎として以後貯金することを勧め且つ正當なることを爲すべく努力することを諭したり。(中略)

△少女の表情は、餘程優しくなりたるも、未だ、保護司と懇談するに至らず、

保護司はなほ單衣一枚を頼みて歸へる。

數日の後、少女は單衣を仕立上げて、保護司方に持參したる故、早速に検査したるところ、十七才の少女の手に成りたる物とは思へぬ程よく出來たり。保護司は、少女の生活すべき途は裁縫にありと確信し、十二月二十一日の夜更に訪問す、少女は妹と共に机に倚りて、手習をなしつゝありしが快活なる表情を以て迎へたり、保護司は、少女及び母と三人にて語り合ふこと約四十分。其の間少女も少しく語りたり、先例により仕立賃を與へ、更に單衣を帶びこの仕立を頼みて歸へる。

二十四日、少女は右の二品を携へて、保護司方へ來訪したり。

観察の日、一月七日、十五日及び二十六日。

△一月七日、少女は妹を伴ひて保護司方に來り、新年最初の仕事として、保護司の衣服を仕立てさせて戴きたしと申し出づ、仍つて、仕事を託し、平凡なる談話をなしたり。

保護司は、少女が過去を忘れて、新生涯に入るために、又善事をなす事につき快感を覺ゆるやうに指導する考なり。十七日、少女は裁縫品を持参す、少女はこれを樂しみとなすもの、如し。

二十六日、少女が持參したる帶の出來工合少しく不良なりしを以て、これが縫ひ直しを求めたるに、少女は快諾し、翌日縫ひ直して持參せり。

かくの如き少年の特質として、このやうな場合には、憤慨するものなるに、少女には毫も不快らしき様子の見えざりしは、涙のこぼる、程嬉しかりき。

第四回乃至第十回の報告を一括して掲ぐれば、其の間(二月乃至八月)の成績は凡て良好であつた。

元來、彼女は不遠慮で我儘であつたが、その性癖も次第に消えて、今は行儀もやゝよろしくなつた、保護司の宅に來訪して、雑用を手傳ひ、心のまゝに語り合ふて、數時間を送ることは、彼少女にとりては、唯一の慰安であるやうになつた。従つて最早や訓誡などを加ふる必要なきに至つた、

と云ふに歸するが、以上保護司の觀察は、實に模範的の觀察である。

保護司が、少年の短所のみを咎めず、よくその長所を探して、これを引き立て、若干の工賃を與へて、技能の練磨を獎勵し、同時に少女をして、心から保護司を信頼し、尊敬せしめて、その來訪を歓迎するやうにし、所謂、不言實行的に指導せられた保護司の言行には、非常に大なる恩愛的の威力があつた。保護司は、實にC子の師範に止まらずして、其の家庭の光明であつた、しかしかく順調に發展した少女の保護も、未だ有終の美を擧ぐるには達しなかつた。

第十一回(九月分)の報告に

少女は裁縫をなす事速なるも、成績は不眞面目なること多し、見えざるところに手を省くことあるを發見す、少女の生活は旋律的である。

と記してあつたので、少年審判官は、C子の緊張した氣分が、そろく弛緩し始めたと思ひ、保護司に對し、『此の際、特別の注意と指導とを加へられ度い。』と申し送つたが、折悪しく保護司は、公務上の用件で、東京その他の地方へ旅行することになつたので、約一ヶ月の間は、偶々少女が訪ねて來ても、不在であつたり、來客があつたりして、C子に充分の注意を與ふる機會もなかつたので、彼女の不良性は、またく急速力で發現し始めた。(一體著者の實驗によると、少年の犯罪は、初秋の頃に一番多く現はれる。學者は、少年の異常性は、春季に發動する、と云はるゝが、少年審判所の統計によると、毎年、九月が犯罪の最も多い時期になつて居る。)

そしてC子は、保護司の不在中、翌月の初めに無斷家出して、電車で○○市に到り、ある百貨店に入つて、銘仙二反を萬引したので、その場で捕り押へられ、某警察署から、其の地の檢事局に送られたが、檢事は、C子が性も懲もなく、度々犯罪を繰り返すので、到底保護處分のみでは、改悛させる事は出來ないと思はれたのか、今度は少年審判所へ送致せず、直に○○區裁判所へ起訴してしまつた。

檢事より此の通知を受けた。少年審判官は、これまで相當長い年月の間、種々手を盡して保護した甲斐もなく、またもや萬引したなど、は、實に遺憾に思ふたが、C子の過去を顧ると、その不良性は遺傳的であつたから、今、檢事又は區裁判所に交渉して、またく少年審判所に送致して貰ふても、かやうな素質であるから、自分は幾度悪い事をしても、決して罰せられるやうな氣遣はないと云ふ確信を起すに違ひないから、今度は處罰されても餘儀ない事であると思ふて、保護處分を取り消した。しかし、右の婦人保護司は、なかく断念せられず、まだC子は改心する見込があるから、何とかして刑罰から救ひ出したいが、その途はないか、と相談に來られた。

當時、保護司は、C子のこの犯罪は、保護司が旅行のために、一ヶ月以上も、彼に面會する機會がなかつた事や、折角訪れて來て呉れた際も、差支があつて立關限りで歸らした事や、裁縫が不出来で訓誡した事や、賃錢を與ふる場合がなかつた事等がC子にとつては、非常に心細く感じられ、自分は保護司から見捨てられたと邪推し、絶望の結果、この犯罪が行はれたのである、と考へた。

此の考へは、あたらずと雖も遠からざることゝ思ふ。何れの保護少年でも、兎角絶望の地位に陥り易いものであるが、神を信じ、佛を念する者には絶望はない道理である。その傾向はたしかに保護少年の上にも表はれて居るが、絶望させては救濟は出来ないのである。特に無宗教の教化には、少年を絶望させる缺點が多い。

少年審判官は、保護司の熱心には、全く感服した。そしてC子の精神状態を理解する點に於ては、審判官は、保護司に數歩を譲らねばならぬと思ふた。

ところで、審判官は、保護司がそれ程熱心であり、矯正の見込があると思ふならば、裁判官が保護司を公判に喚び出して意見を聽くやうに、裁判所へ申立てるが宜からう、さすれば判事の心證によつて、また彼を少年審判所に送致するか、或は刑の執行猶豫によつて、再び保護司の觀察に附するか何れかになるであらうと答へて置いた。

それでC子の父は、辯護士を選定し、辯護士から裁判所に、保護司の喚問を申立てたので、判事は其の申立を採用して保護司を喚び出し、C子に對する觀察の

結果と、今後の見込を審訊した。

そこで保護司は、C子が當初保護處分に附せられて居なかつた當時は、一週間と家に落ちついて居たことがなかつたのに、老夫人の許には一ヶ月半も謹慎して居た、觀察に附せられた當時間もなく大金を詐取したが、これはC子が逃走時代の精神の餘勢で、かやうな犯行をなしたので、その後約十ヶ月の間無難に過ぎたこと等は、確かに保護處分の効果であるから、實刑を科してはよくないこと、C子の不良性は漸次改善されつゝあるから、今後益々善導教化に努力するならば、必ず改悛の實績を擧げ得るものと確信すると云ふ趣旨で、C子のためには頗る有利な陳述をされた、なほ辯護士からも有利な辯論があつて、結局裁判官は檢事の實刑必要論を排し

「懲役一年六月に處し、四年間刑の執行を猶豫す。」

この判決を言渡した、此の判決は、その年の十二月二十五日に確定して（第一審の判決に對し、控訴の申立てがなければ確定する）C子は再び我が少年審判所の管轄の下に、前の少年保護司の觀察を受けることになつた。

執行猶豫中に於ける觀察の成績は、矢張り一進一退で餘りはかばかしい効果も見えたが、約一年の後、ある理解ある青年技手と婚約が成立してからは、C子自身が頗る緊張して、その後の成績は著しく良好になつて、昭和二年の秋に減刑の恩典に浴し、その年の十二月に猶豫期間も無事に満了し、觀察も解けて全く自由の人となつて、今では可愛い男子の母となつて、極めて平和な家庭を作つて居る。

前例のB子は、宗教で救はれ、後例のC子は教育で救はれたのである。これ等は少年審判所の處分としては何れも大いに成功したのであるが、高遠なる人生問題から考へると、兩女の幸、不幸は、前途なほ遼遠で十年乃至二十年の後でなければ判明しない。しかし、B子が信仰心を有つて居る間は、彼自身が常に幸福であるのみならず、なほ自分の家庭をも幸福に導く力を與へられるだけ、C子にして一層幸福であるであらうと考へられるのである。

少年保護に關しては、以上の外に尙ほ感化院と、矯正院との事を話さねはならぬ。

二 感化院

感化院は、多くは府県の經營にかかる保護教育所であるが、武藏野學院は國立感化院である。

感化院では、不良傾向のある兒童を收容して指導教化するのであるが、院内に家庭もあり學校もあつて、教師は常に兒童と起居を共にして居る。それで教師は學校では先生であり、家庭では彼等兒童の父であり又母である。頗る恩愛的な施設であつて、理想的な教育をして居らるゝのである、只各家庭の收容人員がやゝ多過ぎる嫌がないでもないが、これは経費の關係上止むを得ないことであらうと思ふ、何處の感化院を視ても、經營者の不斷の努力によつて、その設備はよく整頓し、各教師の恩愛的教育によつて、生徒は善く訓練せられ、規律もよく保たれて居る、例へば吾々が院内の家庭を訪問した場合でも、生徒は誰に促されずとも必ず叮嚀に挨拶する。道を尋ねれば親切に教へる等他人に對する彼等兒童の一舉一動は凡て誠心的であり、規律的である。人並ならぬ多數の少年を集めて、かや

うに指導訓練せらるゝ教師の功績は、實に偉大なものである。

ある人は、感化院の児童は、お辭儀や言葉遣は善く出来るが、肝心の惡癖は一向に改まらないなど、云はれるが、それは感化院で持て餘した少年のことである。一體不良児には低能者や、變質者が多いのであるから、教師が如何程熱心に指導しても、その割合に成績の舉らない少年が少くはないのである。それで感化院で惡癖が一向直らないやうな子供を、もし他の方面で教育されたならば、お辭儀や、言葉遣さへも覺えず終るであらう。私は感化院の保護教育は善く行はれて居ると思ふ。それ故感化院をなほ一層擴張して大規模のものとし、或は小規模のものを數多く設けて、児童を學理的に分類し、適當な保護方法を講ずることが最も必要であると思ふのである。

感化院の生徒については、餘り多く語るべき材料を持つて居ないが、大阪府立修徳館から寄贈された。「德化運動」といふ雑誌に熊野館長の名を以て左の如き意味の記事が掲げられてあつたから、それを轉載して、感化院に收容せられて居る少年が入院する前に、如何なる境遇にあつたかといふことの一班を識り、且つ院

内の生活が、他所から想像するやうな冷いものでないことを紹介すると同時に、家庭教養上の一参考に資せられたいと思ふのである。

◆記 事

嘗て受けた嚴罰に立脚して

私は本館生百七十八名の現員について、彼等が本館入館前、自己の家庭に於て、加へられた體罰の中、何が最も印象深く彼等の脳裏に残つて居るかを調べて

- 一、世の中の亂暴な體罰が如何なるものなるか。
- 二、そんな體罰は、どんな場合に、誰が科したか。

この中から私共の教育の参考資料を得、併せて家庭の参考に資したいと思つて居る。

(數字は人數を示し、あまり残酷なのには、所罰者を記す。)

◎吊す

△逆に天井に吊り下がられ、マツチの火を腕につけられた。一、實母(番頭)。

△天井に吊され、下から松葉で燻された。一、實母。

△兩足をしばられ、井戸の中に逆に下げられた。一、養父。

△天井に吊された上、火鉢に手をつき込まれた。一、養父。

△天井に吊された。二、(實父)、五、祖父、一、實兄、二、

△たんすに吊された。一。

◎投水

△行李に入れ、川の中に入れられた。一、繼父。

△舟に乗せられ、海の中につき落された。一、實父。

△川の中につき落された。一、實父。

△海岸に行き、共に入水せんとせられた。二、伯母。實父。

◎刃物

△出刃庖丁を頭に投げつけられ、傷をさせられた。一、繼母。

△山に連れ行かれ、出刃庖丁でつきさゝれる處を近所の人には救はれた。一、實父。

△出刃庖丁をつきつけられる。二。

◎押込

△棒にてたゝき箱に入れられ、天井裏に身體の冷るまで。一、實父。

△押入に押込まれ、犬の飯を食はさる。一、祖父。

△口を絞した上押込まれ。一。

△縛つた上押込まれ、或は絶食。一。

△蒲團むしにされた。一。

◎絶食

△縛られた上に絶食二日に及ぶ。一。

△縛り、たゝかれ絶食させられた。一。

◎打撲に類すること。

△焼十能をあてられた。一、繼母。

- △下駄でなぐられた。 四
 △下駄でなぐられ、大石を長く持たせられた。 一。
 △たゞ棒で叩かれた。 三一。
 △縛られた上、棒で叩かれた。 八。
 △サーベル、針金、麻縄、煙管、繩、革帶などでたゞかれた。 六。
 △蹴られた。 三。
 △爪切らる。 二。
 △投げつける。 一。
 △たゞ打擲せらる。 一八。
 △蒲團むしにされ、灸をすえられた。 一。
 △棒で打たれ、長座させられ、灸をすえらる。 一。
 △棒でうたれ、灸をすえらる。 四。
 △灸をすえらる。 七。

◎灸

- △裸體で電柱に縛らる。 一。
 △縛り席に包まれ、すてられた。 一。
 △口をくゝつて、うたれた。 一。
 △たゞ縛られた。 一三。

◎縛る

- △裸體で椀、箸をもたせられ、放逐された。 一、繼父。
 △裸體で放逐せらる。 一。
 △放逐せらる。 六。
 ◎物を投げつける
 △湯の茶碗を投げつけられ火傷。 一。
 △物を投げつけらる。 二。
 ◎長座、長立
 △算盤の上に、肉の出るまで座らせられた。 一。

△長く座らせられた。 一。

△長く立たせらる。

◎叱責

△きつく叱らる。 二。

△別に言ふべき程の事なきもの。 一。

△不明。 四。

以上は、最も印象深く彼等の脳裏に残つて居る罰を各一人に各一つづつ挙げたのであるから、この外にもまだ多く一人で澤山の罰を受けて居る譯である。私は以上の調査によつて、家庭に於てかやうに亂暴極まる罰の行はれて居ることに驚くと共に、かゝる厳罰を科しなければならなくなつた實情を悲しみ且つ同情する。

罰については教育學の上でも相當研究されて居るが、實際は中々むづかしい問題である。家庭の父母は、罰については今一層充分に反省しなければならぬと思ふ。

私は、その後更に罰として施灸されたものが幾人あるかを調べて見たら、百七十八名中實に九十九名あつた。治病のためでなく、罰のために灸を施し、子供の皮膚に、永久の傷を残すことは、吾人は忍びざる處であるが、なか／＼それが多い（傷は残つて居るが、何のために施されたか記憶してないものも多くある）。

そして、かかる厳罰は決して繼母、繼父などの殘虐のためでなく、殆んど實父母の手によつてなされて居ることは、私どもの深く考へなくてはならぬことである。

即ち、彼等子供の惡行爲が、どうしても改まらず、萬策盡きて、萬一死んでもかまはぬ積りで罰して居るのである。否彼等憐むべき父母の中には幾度か子供を死に導きかけた者が幾人あるかも知れぬ。

親の子を思ふ至情は實にさもあること、思ふ。しかし私は思ふ。それ等の嚴罰が何程の効果を顯はしたかを。又それ程の嚴罰に處せねばならぬ何とも手のつかぬ子供等百八十名が、殆んど大部分この修徳館に落ちついて、一家庭十二名餘の多人數が、夫婦の教師又はたゞ一人の保姆の手によつて無事平安に過ごして居る

ことを讀者に考へて見ていただきたい。而も殆んど學校を嫌ひ、學校でも亂暴して教室を荒ばれまはして、他生の妨げのみをして居たものが、ちやんと學級の生徒として、おとなしく勉強して居る。家庭の中でも孜々として炊事もなす、掃除もなす、風呂もたく、肥もかへ、桃、葡萄、水田、茶園、花壇各種の農業、各種の勞作等、時には可愛さうにと思ふ位從順に活動して居る。

別段私共に、特に優秀な教育力があるでもなく、高潔な人格が備はつて居るのではないのに、かかる一大變化を來すことはどうであらうか、吾々自分にも不思議に思ふ事がある。私は、かやうに變化する兒童の心理について考へて見たいと思ふが、先づ本題の主たる嚴罰なるものゝ効果を疑ふのである。吾々としても、全然罰なくして教育はして居らない、けれども前記のやうな苛酷罰や、肉體に傷つけるやうな、そんな亂暴な事は斷じて居らない。私は思ふ、彼等子供は肉體的に與へられた苦痛は、其の時又は直後暫くは記憶にあるが直きに忘れてしまふもので、其の苦痛を回想して、惡行を改めなくてはならぬ、とは考へないものである、と考へる。

私は彼等に肉體の苦痛を肝銘させ、それを回想させて、惡行を止めさすやうに考へることは、殆ど無益であると云ふ事を、此の教育に従事し、これ等の子供を眺めて感じて居るのである。もしそれが有効のものならば、教育は易々たるものである。獨房の監禁もよし、殴打、施灸、何でも苛酷なほどよろしい、と云ふことになる。ところが、中々それではいけない、それならば何うすればよいか、これは極めてむづかしい問題だが、其の主なるものは、健康と暗示と良心、反省の鍛練及び、習慣だと思ふ……云々。

著者は感化院に收容せられて居る彼等兒童の父兄や保護者達は、彼等兒童が殆ど生れ變つたやうに改まつた事を喜ぶであらうと思ふ。同時に又父兄達や保護者達の中には彼等兒童がかくもよく改まつたことを單に、感化院に入れられたのを性懲りした結果、自づと改まつたのであるやうに思ふて居る者もあるであらうと思ふ。しかし彼等兒童の凡ては、入院前は小學校教師にも、家庭の保護者にも殆ど見限られ、眞實の父兄にさへ、幾度となく體罰よりも殆ど死にまで導かれんとするやうな酷罰を科せられてさへ、なほ且つ性懲のない者のみであつたのに拘はら

す、彼等が入院前家庭に於て科せられたやうな酷罰も科さず、他に彼等をして性懲させるやうな取扱ひをもなきあの感化院に於て、何故彼等の不良性が能く善化せられるであらうか、即ち善化せられる事由は何であらうか、は彼等少年の保護者ばかりでなく、一般社會の人達も、少年保護のために將又子女教養のために大いに考慮せねばならぬことであらうと思ふ。

感化院の教師や、保姆が、不良性の彼等少年を教化善導するの妙術を特有して居るのではない、又かかる妙術がある筈もない、只教ふるにも愛、指導するにも愛、叱るにも愛、罰するにも愛、愛の一念から出る至誠即ち正しき愛の力によつて彼等少年をしてその不良性を漸次清掃せしめ遷善せしめるのに外ならないのであるまい。

これを見ても感化院に於ける生活が他所から想像するやうな温昧のないものではないことが知られるであらうと思ふ。

木 矯 正 院

次に矯正院の事について概略のお話をす。矯正院は、最も教化し難い少年を收容して、厳格なる規律の下に指導教化する所である。

現在、大阪少年審判所管内にあるものを浪速少年院と云ひ、東京少年審判所管内にあるものを多摩少年院と稱して居る。何れも國立であつて、組織も完備し、内容も充實して居る。

少年院に收容する少年は、十四歳以上の者であるが、特別の場合にはそれ以下の者でも收容しないことはない。現在の院生には十六、七歳の者が一番多い。

教育の方針は、凡て寄宿舎に收容し、嚴重なる監督の下に起居を規律的に行はせ、休日以外は毎日午前は學科を教へ、午後は農業、園藝、木工、印刷、縫紉、洋服裁縫等の實科を習はせて居る。少年を在院せしむる年限には別に規定が設けられて居ない。たゞ、少年院長が、教化せられた程度によつて退院させても宜いと思へば、少年審判官に申出で許可を受けて退院させる、若し退院後の實績について多少懸念せられるやうな場合には一時假退院を許して、少年保護司の觀察に附し、そして成績が良好になつた場合に、觀察を解いて全く退院させるのである。

◆實例九

H^{エフチ}少年審判當時十七歳は、某縣山間部に生れ、四歳の時に母を喪ひ、其の後は繼母の手で育てられた、繼母は無教育であつたが、溫和な人で、善くH少年の面倒を見た。H少年の父は、底抜けの上戸で非常に酒癖が悪しく、職業は大工で、可成の技倆を持つて居るが、田舎の事であるから、大した仕事もなく、たまに旅仕事に出懸ければ茶屋酒を飲むので、家の經濟は、年中不如意である。

H少年の父は、別に自分の子供を嫌ふたのではなかつたが、家計が不如意のために、H少年が五歳の頃に、亡妻の弟の家に養子に遣つた。(法律上の手續は履まないから籍は移らない)が、その後三年程を経て、不幸にしてその事實上の養父は死亡した、それからH少年は再び生家に戻つて、尋常小學校を四年級まで修めたが、學業の成績は頗る不良であつた。

父は、自分の職業を覚えさせる積りで、學校から歸るとその方面に使役して見たが、一向仕事を覚える氣にならないから、毎度仕損じては叱られて居た。H少

年はこれをうるさがつて、家を飛び出しては、近所で金錢や飲食物を盗み廻つたりして居たが、或る時、前記養家の母を訪問する積りで、父の金三十錢と、近所の人の自轉車を盜むだので、警察官に捕り押へられたが、警察官の世話で、某縣の感化院に收容されたのであつた。

感化院に於ける彼の操行の成績は普通であつたけれども、學業の成績は何れの科目も最劣等であつた。しかし、彼は寮父母に對しては至つて從順で、少しも反抗することはなく、また友人と喧嘩をしたり、逃亡を企てたり、他人の物品を無断で使用するやうなこともなかつた。それで在院二ヶ年で尋常小學校の課程を卒業した、これを好機に目出度退院して、生家に歸へされたのであつた。然るに困つたことには、郷里の者等が無理解であるために、H少年を不良少年とか、盜兒であるとか、或は出獄者であるとか言ひふらして、誰も交際するものがないのみならず、父親さへも、H少年を厄介視して、小遣錢も與へず、仕事も教へず、毎日プラ／＼させて居つた。

一體、感化院や、矯正院を出て來る少年は、兎角世間に對し、常に肩幅せまい

感じ即ちひがみ根性を、有つて居るものである。それで社會の人が普通少年以上に、仕事を與へ、交際も温めて庇護せられるならば、彼等は立派に良民として行けるものを、むやみに彼等を排斥したり、または危險視して孤立せしむるから、彼等少年は、自己の生活の必要に迫られ、再び不良行為をするやうになる。かやうな實例は少くないのである。少年教化事業は、單にその感化的事務に從事する者のみに一任して置いたのでは成功するものではない。そして、それが成功しない限り、社會の人々は、直接又は間接に損害を蒙ることになるのである。

私は、かやうな少年に對しては、一般社會の人達が、彼等少年の過去をのみ咎めず、大いに彼等を理解し、現在の境遇に同情せられんことを切に希望する次第である。

H少年は、かやうな境遇にあつたから、先づ第一に間食に困つた、父母は、三度の食事以外には何一つ呉れないが、身體が發育盛りで食慾の旺盛な少年の事であるから、彼は間食が慾しくて堪えられないために、感化院退院後、約一ヶ月の間に、附近の菓子屋から、菓子を二十回に亘り窃取した、またある日繼母に命ぜ

られて、ある餅屋へ五十錢紙幣を持つて、柏餅を十五錢だけ買ひに行つたが、餅屋の老婆は、それを五圓紙幣と見誤つて、釣銭四圓八十五錢を渡した、ところがH少年はそれを黙つて受取つたまゝ、行方を晦ましたのである。

かやうなことで、彼は某警察署に引致され、某區裁判所檢事局から、少年審判所に送致されて來た。少年審判官は、大阪府下のある保護團體へ彼を委託して、その附近に住むで居る指物職の許に通勤させた、ところが、その指物師は、職を教ふることをせず、むしろ雜役にのみ使役して居たので、H少年は多少憤慨して居たが、保護團體の主任者に懇々と慰撫せられ、不平を云ひながらも、無事に暮して居つた、かやうにして約三ヶ月を経たる時、H少年の父は急病で死亡したので、審判官の許可を受けて往復共一週間の豫定で歸宅を許された。

彼は豫定期間満了の日に無事歸國はしたが、歸省して居る間に、いろいろな話を聞き變心したものと見え、その後は雇主へ行く事を嫌ひ、病氣とか何とか口實を設けては缺勤し、嘘を云ひ、團體主任者の目を盗むでは、煙草なども喫ふやうになつた。

少年審判官は、保護團體主任者の報告により、前記の事情を知るや否や、たちに、H少年を連行出頭するやう主任者に命じたが、主任者の都合で、二三日出頭を猶豫して居たところが、ある日雇主は、H少年に留守番を託して、家族一同で松茸狩に行つた。H少年はそれを幸ひに雇主の金三十圓と衣類二點とを窃取して逃亡してしまつたのであつた。

この報告を受けた時、少年審判官は、少年の保護は實にむづかしいものであると嘆息した。

約二週間の後、H少年は警察官に捕り押へられて、更に檢事局から少年審判所に送られて來たのであるが、少年審判官に對する彼の申立によれば、彼は犯行後、一旦京都に走つた、それは別に定まつた目的があつたわけではなかつたが、停車場に驅けつけた時、京都行の列車が着く少し前であつたから、何でも早く犯行地を逃げたいと思ひ、京都へ行つたのであつた。京都へ行つて二三日程遊んで居る間に、所持金はなくなり、衣類を賣つてその代金までも、飲食、映畫見物に費ひ果したので故郷が戀しくなつて、汽車で郷里の近くまで行つたが、驛に着い

てから、彼は故郷に歸つても、誰も自分を相手にして呉れる者はない、といふことを思ひ出し、更に前に世話になつた縣立感化院の寮父母にすがつて助けてもらひ度い。

と思ひその方面に向つたが、空腹に堪えかねてある農家に誰も居ないのを幸ひに忍び込んで、食物を探して居たところを家人が戻つて来て捕り押へられたのであつた。

事情を取調べた後、少年審判官は、彼の處分を變更して浪速少年院に送致した。少年院では、尋常四年程度の學科を授け、實科として農業に從事させた。在院二年六ヶ月の間に、彼の不良習癖は立派に教化改善せられたから、少年院長は、彼の就職口を極力探したところ、大阪市外の、ある荒物屋で使ふて見てもよいと云ふので、少年審判官の許可を受け退院させて、その荒物屋に住み込ませた。

少年院の退院又は假退院生の中には、相當な家庭で且つ理解のある保護者を有する者は殆どないのである、それ故に在院生徒の大多數の者は退院させてもよいのであるにも拘はらず、善い引取人がないために、これを斷行することが出來な

いのである。

H 少年は、幸に荒物屋へ住み込むことになつたから、これで少しは安心だと思ふて居ると、僅か三日を経て少年審判所に来て、主任審判官に面會を求めた。審判官は早速會ふた。

H『お願ひだから、今一度少年院へ遣つて呉れませんか……』

審』さうは行かないが、なせ、荒物屋が厭なのだ、僅か三日位で嫌になるとは、あまりひどいではないか。』

H『それでも、荒物屋では、店を掃除しろ、といふから掃除して居るが、それがまだ済まない内に、使に行けといふ。使に行つて歸つて來ると、なせ店を掃除しない、かと叱りつけらる、使に行つたから掃除を止めた、と云ふと、此奴主人に口返答をする、と叱りつけられた。』

あんな所は厭です、少年院のやうに、朝起る時間も、食事の時間も、作業の時間も、ちやんと一定して居る所に遣つて下さい、お願ひです……』

H 少年の言葉は衷心の告白である、無理もないことは思ふたが、彼の注文

通りの雇主は、鐵の草鞋でさがしたところで、到底ある筈はない、審判所から少年院へ送り返す手續はないわけではないが、やがて實社會に送り出さねばならぬ者であつたから、今後いつまでも少年院に置くよりは、今の中に社會の荒波にもまれた方が、彼の利益であると考へて、審判官は、荒物屋へ復歸するやうにす、めたが、彼は頑として承諾しない、のみならず涙を流して哀願するので閉口してしまつたのである。

時は、丁度午饗の時刻であつたので、審判官は、H 少年を伴ひて阪急食堂に行き、一緒にライスカレーを食ひながら相談をつゝけた末、神戸のある社會事業家の寺院で、免囚者を保護せられて居るところがあるから、そこへ行つて頼むやうに勧め、名刺に大體の要件を書いて、電車賃と共に與へてやつたが、幸に其の人同情を得て、四五日滞在して居る間に、ある土木請負師の所に雇はれるやうになつた。それから約半年ばかりは何の音信もなかつたが、ある日突然丹後の宮津から手紙をよこした。その手紙によると、

『土木請負師に連れられ、宮津町に来て、鐵道工事の人夫の炊事をして居るので

あるが、請負師は損をしたと云ふて、幾月も給金を呉れない、その上、主人は京都へ行つて府廳からお金を下げて貰ふて来る、と云ふて出懸けたまゝ、一週間にもなるが、まだ歸つて來ない、誠に困つて居るから、お金を三圓ばかり送つて呉れ、それを旅費にして浪速の少年院へ行つて、また世話になり度い』と云ふやうな事が書いてあつた。

宮津町には、僧侶で囑託少年保護司をして居られる方がある。少年審判官は、その僧侶に託して、H少年の近状を調べ、なほ彼の手紙通りなれば、然るべく保護して呉れとの依頼状を出した。ところがその囑託保護司が、まだ訪問しない間に、彼は宮津を出て、浪速少年院に行き、豫てお世話になつた某教官に會ふて復院を願ふたが、『教官には、左様な事をする権限がないから、少年審判所に行つて、少年審判官に願へ』と云はれて、彼は更に大阪少年審判所に來たのであつた。

少年審判官は驚いた、それは三圓の金を送らぬ先に出て來たことが、第一不審に思はれたからであつた。

『君！ お金はどうした。○○寺の御坊さんは、君の處へ行かなかつたか。』

H『イ、エ、来ません、金は土方から貰ふて來ました。』

審『どうして、土方が出して呉れたのか。』

H『私の居た處に、土方が八人居ました、それが、親方は見込がない、己達も他方へ行くからお前も大阪へ行け、と云ふて八人で四圓出して呉れましたから、それを旅費にして、昨夜は浪速少年院へ行つて、○○先生のお宅へ泊めて貰ひました。』

それで大體の事情は判つたが、さし當り何處かに就職させねばならぬので、また前に世話になつた神戸のお寺さんに、添書を書いて持參させた。お寺さんは度々の事ではあるが、少しも氣を悪くせず、H少年の身上に同情され、某造船所の雑役夫に周旋されたので、H少年は今でもそこに働いて、一日一圓五十錢を貰ふて居る。彼の個性は、如何なる窮境に陥るとも、不正をしないやうに、已に改善されて居ることは確實である。

ある人は、感化院や、矯正院へ少年を入れると、悪い者同志が集まつて居るから、一層悪化する、と云ふやうなことを云はれるが、それは餘程素質の悪い子供

のことである。尤も在院中には多少悪智慧のつくこともあらうが、普通の少年であれば、H少年のやうに善く教化される筈なのである。

感化院や、矯正院では、少年の個性を理解し、これを教化指導する道を識つて居る者が、直接教護の任に當るのみならず、院内に於ては不正行為が出來ないやうになつて居る。即ち環境が善いから、少年の修養も、教化も充分に實行するこどが出来るが、普通社會の人々の中には、少年を理解して、かやうな少年達のために、多少の犠牲を拂ふて呉れる者が少く、所謂他人の目にある塵は見えて、己が眼上の梁を知らざるやうな者があるから、折角改心した少年が、更に悪化して、反社會的の考を起すに至る實例に乏しくないのは實に遺憾なことである。

ヘ 病 院

我々の保護少年の中には、往々にして病人がある。その中、疥癬患者が一割位で、胃腸病、脚氣と云ふやうな患者も割合に多い、又時には結核病者もあり、精神病者もある。このやうな少年に對しては、何はともあれ、先づ第一に病氣を治

してやらねばならないのであるが、保護者が無資力であるために、醫藥の費用を支辨することが出來ない、と云ふやうな場合が澤山ある。少年審判官は、そのやうな少年はこれを病院へ送致して保護するのであるが、我が大阪少年審判所の管内には、信貴山の僧院に、このやうな少年の保護のために、特に設けられた積徳少年治療院と云ふ病院があるので、保護少年中普通の患者は、大抵そこへ委託して居る。然し重病患者であると、大阪医科大学病院や、大阪府立中宮病院と云ふやうな大病院へ交渉して、そこに送致するやうにして居るが、施療患者は何處の病院でも満員であるから、容易に收容して貰へないので困つて居る。

◆ 實例十

數年前の保護少年の中に、G^{ジイ}少年と云ふ當時十七歳の男子があつた。當時彼の父は五十三歳の働き盛りであつたが、壯年時代には、一升位の酒を平氣で呑むだと云ふ程の大酒家であつたゝめか、身體が餘り健康ではなかつた。其の経歴を見ると、初めは巡査を奉職し、其後基督教の教師、菓子製造、會社事務員等をして、

今は○○商會の外交員であるから、餘り順境にある人とは思はない。順境にないためか、變に理窟張つて、猜疑心を以て人を迎ゆるやうな風が見える。或はこのやうな性癖であるがために、順調の境遇を獲へ得ないのかも知れない。

母は、普通の教育を受けた人であるが、長い間夫の大酒のために、精神上にも、經濟上にも非常に苦痛を受け、且つ夫の性癖のために、人一倍の苦勞をした結果であらうが、隨分強度のヒステリー患者である。この少年の兄弟は、兄が三人あつたのであるが、内二人は夭折し、殘る一人は汽船の機關夫をして居た。G少年はこのやうな不幸な家庭に生育された者ではあつたが、頗る柔軟で、學業の成績も良好であり、その上容貌も立派な少年で、小學校時代には、受持の教師に非常に愛せられ、時々汽車や電車で郊外へ散歩に連れて行かれることもあつたので、G少年は受持教師を非常に尊敬し、信賴して居たが、愈々高等二年級を卒業する頃になつて、彼はその以前より卒業後の方針を受持教師に相談したところ、教師はG少年の性質から考へて、師範學校へ入學するのが宜からう、と云はれた、しかし、G少年の父は豫てより商賣人が一番よいから、卒業したら商店の丁稚には見たが、一言の下に排斥されて、

『親が自分の子を教育するのは、親の權利であるから、親の勝手にする、學校教師などの口を出す場合ではない。』

とか云ふて聞かせたさうだ。成程、理窟張者で、法律の素養のある人の言ひさうな事であるが、親權の効力をこのやうに解釋されてはたまらない。

その中にG少年は目出度卒業したが、殘念ながら自分の目的を果すことが出来ず、その月の二十五日頃から、○○市内S自轉車商會の丁稚となり、その商會の家に止宿することになつた。G少年の告白によると、『當時店用で外出する毎に、

新らしい制服、制帽を着た中學生や商業學校の生徒を見ると、羨しくて堪へられなかつた。』

と云ふことであつた。

彼は、終日使ひ歩きをし疲れ果て、店家に歸つても何の樂みもないから、たまゝかねて實家へ歸ると、母は狂氣のやうになつて、判らぬ叱言を云ふ。そして父の歸宅せぬ間に早く主家へ歸れと勧めるので、思ひ餘り迫つて、つひに永年恩顧になつた學校の教師で、前に卒業後の方針も相談した事であるから、身上を打ち明けて頼むだら、何か宜い考もあらうかと思ふて細々と手紙を認めて發送したのであるが、その教師からは幾日経つても何等の返信も來ない。それで先生まで自分を見捨てたのであらうかと思ふて、世の中に何の望もなく、何の樂もない、と自己の境遇を悲觀して居た。

このやうな境遇に泣いて居る少年は、現代の社會には隨分多數あるであらうと思はれるのである。

而して、G少年は、たまゝその月の晦日に、主人から集金を命ぜられて、百

圓餘を手にした際に、不圖學校時代に教師に連れられて汽車旅行をして面白かつたことを想ひ出し、これだけの金があれば、隨分遠い所まで行くことが出来ると思ひ、前後の考へもなく、某町の洋服屋で、代金二十四圓の洋服を買ふて、大阪驛から乗車し、京都、直江津、東京、横濱、大津、奈良を遍歴したが、別に見物した所もなく、たゞ汽車に乗つて行つて、宿屋に泊るだけの旅行をして、實家へ歸つた時には、殘金僅かに五十二錢と云ふことであつた。歸つて来るや否や、父は激怒して、G少年を引き連れて、○○警察署に行き事の次第を話して處決を訴へたが、警察官の説諭と、厚意とによつて、G少年は元の自轉車商會に使はれることになつた。そして其の年の七月末まで面白からざる生活を續けて居たが、その月の三十一日に番頭から金八十五圓を預り、某方に支拂ひ来るやう命ぜられたので、またく氣が變つて、早速、ある百貨店に行き、靴、腕時計などを買ひ求め、その足で奈良へ赴き猿澤池の附近の宿屋に泊つたところを、警察官に怪まれて捕り押へられ、それから犯罪地の警察署に送られ、其の地の檢事局から、大阪少年審判所に送致して來た。

以上の事實は、少年保護司の調査によつて、後に判明したのであつたが、主任の審判官は、G少年の身上に痛く同情した。

彼自身には氣が付くまいが、G少年の心は、全く母性の愛に飢えて居るのであつた。この内氣で臆病な少年を、保護教化するには、普通の硬教育を主とする保護團體などは適當でないから、理解ある婦人の家に託して保護すべき者と考へた。しかのみならず、少年審判所の醫官も、G少年は精神病者になる懸念があるから、なるべく神經を刺戟しないやうに、保護する必要があると意見を陳べられ、且つG少年の父も承諾したので、審判官は、ある婦人囑託少年保護司に委託して、其の家に寄寓せしめて、當分は、精神の修養を專一にすることの條件を附した。(しかし、朝より夕までお説法を聽かせるのではない。)そして、

一、起居は規律的にして、氣儘な事を諱ませること。

二、小學校時代の教科書は、彼には興味がないから、中學校の一年級程度の學

科中、國語と英語位を教へること。

三、朝夕の家庭禮拜には、なるべく少年が眞實を吐露して改悔するやうに、適當な指導をすること。

四、かくして修養が出來たら、少年が趣味を以て從事し得る職業を求め、審判官の許可を受けて就職せしむるやうにすること。

等、これが審判の趣旨であつたが、この審判に何等の誤がなく、G少年の精神狀態は、日に日に何等かの希望を有するやうになつた。

婦人保護司は、G少年をして、彼自身の過去の生涯は、ちよつとも思ひ出せないやうに保護した、めでもあらうか、それとも彼の精神狀態に異常があるためか、不正な金で旅行したことなどは、全く忘れてしまつたやうに思はれた。

約六ヶ月の後、その婦人保護司は、少年審判官を訪問し、『G少年は汽車の乗務員になり度いと云ふて居るが、丁度大阪驛で機關夫の採用試験があるから、それに應募させては如何か。』と云はれた。少年審判官は、大體に於て異存はなかつたが、念のため醫官に相談したところ、醫官は、『勞働がひどいから、G少年のためには、あまりよい職業ではない、しかし、他に奉職することも困難であらうから、

本人が希望するならば、試験を受けさせてもよからう。』
と云ふことであつた。

それで審判官は、G少年の父親に書面を遺つて其の意見を尋ねたところ、審判官の意見に一任すると云ふことであつたから、受験を許したところ、學科及び體格検査ともに合格して、○○驛の機關庫に採用された。

そして暫くの間、保護司の宅から通勤して居た。保護司は、G少年を出勤させるために、毎朝四時に起きて支度をしてやる。おそらく歸る時には、午後八時頃までも、夕飯を食べずに待つて居てやる。このやうな愛のこもつた家庭に於けるG少年の成績は良くこそなれ悪しくなるべき理由は少しもない。従つて、なほ續いて保護司の家に寄寓させて置けばよいのであつたが、勤務の都合で、機關庫附屬の寄宿舎へ入るやうになつた、それでも休日には、必ず保護司の家を訪問して、終日遊んで行つた。

彼の日給は一圓三十錢であつたが、寄宿舎の費用や、義務貯金を差引かれるので、毎月の實收入は、二十七八圓であつた、その收入の中より、毎月二十圓郵便

貯金をして、小遣は七八圓で済ますやうに保護司から教へられ、その通り實行して居つた。

醫官から懸念せられたやうな、健康上の不安も見えないので、審判官は、近日保護處分を取消さうかと思ふて居た。しかし念には念を入れよと云ふ諺もあるから、一應保護司の意見を聞いたところ

『この二三週間は、少しも來訪しないから、一度、機關庫の職員中、心安き人もある故、その人を訪問して、G少年の様子を聽いて見る。』

との返事であつた。

然るに、其の翌日突然、G少年と彼の父とは、少年審判所に出頭して、主任の審判官に面會した。其の時のG少年の顔色は憔悴して頗る不安があつた。それに反して、彼の父は怒氣満面に漲り今にも、G少年を殴り倒すかと思はれるやうな頗る險惡な相貌であつた。審判官は驚いて

『G君！どうした、お父さんに叱られたのか。』

父『誠に御無沙汰をして申譯がありません、Gの奴め、今朝免職になつてしまひ

ました。』

審『驚いたね、どうして……』

父『どうしてつて、先生一週間も無届缺勤をした、めです。』

審『何でまた、一週間も缺勤したのか……』

父『寄宿舎から抜け出して、遊び廻つて居たのです。』

審『そんなことはあるまい、G君！ほんとうのことを云ひ給へ。』

この時G少年はたゞ泣くばかりであつた。父は、ガミ／＼叱言を云ふて、一言

もG少年に辯解させない、審判官は、先づG少年に氣を落ちつけさせねばならぬと思ふたから、父を室外に退出せしめて、それから静かに事の次第を尋ねた。

審『君は、機關庫が厭になつたのか。』

G『イ、エ……』

審『それならば、何故無斷で缺勤した。』

G『働いても……入用な物が買へない。』

審『何故か。』

G『私は、腕時計が欲しい、靴も新調したい、それで貯金を下げる買はうと思ふたら、お父さんが皆消費してしまふた。』

彼はこゝに至り、聲を立てんばかりに泣き出した。

審『君のお友達は、皆時計を持つて居るか。』

G少年は黙つてうなづいた。

審『靴は破れたのか。』

G『平素穿くのはあるが、休日に穿いて遊びに行くのがない。』

と告白したので、大體事情は判明した。それで、審判官は、父を呼び入れて念を押したところ、全くそれに相違ない。家計が不如意のため、G少年の貯金を全部消費したが、しかし息子の收入を、親が使ふのは、むしろ當然である、と云ふやうなことも云ふて居た。

審判官は、父に向ひ、

審『法律上の理窟は兎も角、貴君のやうにされるとG君が、自身の措置に困るから、もつと情愛的に考へて戴き度い……免職になつては、今更復職も出來

まいが、今後貴君のお考へは？……』

二二八

父『外に仕方がありませんから、何處かの商店へ奉公させたい、と思ひます。』

審『G君！ 今度はお父さんの言ふ事を聞いて、元の少年店員になるかね。』

G『僕はいやです、矢張り汽車か電車に乗る職業がい、です。』

審『初めから乗れはしまい、汽車でも、電車でも、相當修業してから、業務に就くのであらうが、それにしても、又試験を受けなければなるまいから、今から家へ歸つて、善く勉強し給へ。その中に、何處か、汽車か電車の方を探してあげるから……』

更に父に對し

審『貴君！ 今度はG君の前途のために、一層お氣をつけて下さいませ、済んだことは仕方がないから、差當り本人が安心して勉強が出来るやうに、保護することが、極めて必要であります……』

審判官は、今一度保護司方へ寄寓せしめたい、と思ふたが、保護司の家庭の事情が、それを許さなかつたので、やむを得ず、彼の父に引き渡したのであつた。

しかるに、其の日G少年が歸宅するや否や、父は、

『審判所に於て餘計なことを云ふて、お父さんに恥をかゝせた。』

とか云ふて、非常に怒つた。さうすると、母が口を出して父の所爲を批難する、お父さんは抗辯する、家の中はあまりに慘憺を極めたものだから、G少年は飄然と再び家出してしまつたのである。

G少年は十數日の間、知人や親戚等を訪れて、嘘を云ふては金を借り、そしてそれを生活費にして居たが、終ひには、菓子屋、果物屋から、商品を搔拂ふやうになつて、警察官に捕り押へられ、更に検事局から審判所に送致されて來た。その時は、彼の相貌は全く以前とは變り、如何にも陰險で、殘忍らしい少年に見えた。審判官は、醫官に對して更に診斷を求めたところ、癲癇性の精神病者である、といふことの答申があつたので、某府立病院へ交渉して、其處にG少年を引き取つて貰つた。

去年の春、審判官が其の病院長に面會した時、G少年の容體を聽いたところ、昨今は鎮静して居るから、彼自身では

『決して、不正なことはしない。』

と云ふて居るが、彼の病氣は、間歇的に發するのであるから、退院されば、浮浪して惡事をするには、決つて居る、と云はれた。

著者は、他人の責任を問ふのではないが、子を持つ親の爲に、一言注意を促す者である、G少年を不良化させた者は、誰といふのが適當であらうか、不良兒を救濟するよりも、不良兒を出さぬやうに注意することは一層大切ではあるまい。

第二 結論

以上は少年保護と云ふことを具體的實例に依つて述べ、直接には不良少年の矯正、間接には一般少年の不良化防止について卑見の一端を述べたに過ぎないのであるが、これによつて少年審判所の使命たる少年保護事業の如何なるものであるか判り、少年が如何なる家庭に生れ、如何なる境遇に育てられ、如何なる原因によつて不良化し、如何なる保護によつて救はれたか、と云ふ事が知られ、同時に世の子供の父母たり保護者たる者が、子女教養上盡さねばならぬ義務が如何に大きく、負はねばならぬ責任が如何に重いかと云ふ事が知られると共に、子女を教養することの如何に難事であるかも知られるであらうと思ふ。世の親達や保護者達の中には、教育は學校教師の仕事である、子供が善導せられるも悪化するのも、成績の優良になるも劣等になるのも、皆教師の指導の巧拙に依る結果であるから、その責任は教師の負ふべきものであるなど、只教師の責任をのみ問ふ

て自己が盡さねばならぬ重大な義務を顧みない者が少くないのである。

子供を學校で教育することは、教師の仕事であつて、教師にも教育上の責任があることは勿論であるが、その責任の悉くを教師のみが負はねばならぬであらうか、四六時中の大部分を家庭に於て過ごす子女の教養が、學校教育のみで完成せられるであらうか。

明治天皇の御製に

たちちねのにはの教はせばけれど

廣き世に立つもどろとそなる。

と仰せられたのを拜しても、教育の根底は家庭に於てせられねばならぬではなからうか。

前にも述べたやうに、實際子供は四六時中の大部分を家庭で過ごすのであるから、子供を教育するについては、家庭の者が學校の教師以上に努力せねばならないのである。殊に僕の殆ど全部はこれを家庭に於て施さねばならぬ、しかも僕の如何によつて、子供の多くは善にもなれば惡にもなり、快活にもなれば陰鬱にも

なるのであつて、家庭に於ける保護者の一舉一動は、不知不識の間に子供の脳裏深く印象せられて、或は言語の上に、或は行爲の上に實現せられるに至るのであるから、家庭に於ける保護者は自分の日常の行爲によく注意して、不言の中に子供を指導せねばならぬ。

然るに世間には、自分の社會的地位を鼻にかけ、子供の面前で、教師の人格を批難したり、或は學識を論じたり、甚だしい者は、自分の子供を上級學校に進入せしめやうとする場合などに、子供の學業成績の如何をも顧みず、隣家某の娘が○○女學校へ行くから自分の娘も是非同じ學校へ入學させて貰ひたい、などゝ無理を申込むで、受持教師や學校長を困らせる實例も、其所此所にあるやうに聞いて居る、其他受持教師が、兒童の非行を發見して、厳しく叱責した場合などに、自分の子供の非行をも咎めず、教へ子を愛するが爲めに叱責する教師の深情をも思はず、むやみに、學校長に抗議を申込むたりする實例も少くはない。かやうな間違つた考を持て居る父兄や、傲慢な保護者の家庭に於て養育せられる子供が、將來果して如何なる人物になるであらうか、その前途は實に憂慮に堪へない。

一般的の子供の淺い考から見れば、自分の親程善い人はない、自分の教師程偉らしい人はない。子供は斯うなくては、學校で教ふることも、家庭で導くことも出來ないのである。ところが、子供が偉らいと信じて居る教師を、親が批難したり、教師の措置に反抗したりするやうな事を見せると、子供の教師に對する尊敬と信用は忽ちに裏切られて、教師の教へにも従はず、指導にも應じないやうになるのは實に當然のことである。

東京の某小學校の兒童が、ある日一つの蜘蛛を捕へて

『これは何んといふ蜘蛛ですか』

と父に尋ねた。父は理學博士で、しかも動物學を深く研究せられて居る人であつたが、その蜘蛛を見ると、未だ嘗て見たことのない蜘蛛であつたから、父は。

『お父さんは、これは未だ見たことのない蜘蛛であるから判らないが調べてやる』と云ふて、しきりに参考書などを出して調べたが一向判らないので聊か當惑した。然し博士は自分が調べても判らないのであるから、學校の教師にも多分判るまい。もし子供が教師に尋ねた場合に、知らないと云ふたならば、教師の信用

が薄らぐであらうと云ふ事を非常に心配したので、復参考書を出していろいろ調べた結果、とうく夜中の三時頃になつて、やつと判つた。それで博士は夜が明けると早速受持教師の處へ。『今朝、子供が珍らしい蜘蛛を持つて行つて名を尋ねますから、こゝに書いてある名を教へて下さい』と手紙に詳しく認めて、子供が登校しない前に女中に持たせて教師に届けた。そして博士は子供に對して

『お父さんが、昨夜一ばん調べたが、どうも判らないから、今日學校へ持つて行つて、先生に尋ねて見なさい。』

と言ふた、子供は

『お父さんが知らなくても、先生は知つて居られるに違ひない、先生に聞いて

今晚お父さんに知らせてあげやう。』

と言ふて、喜んで學校へ行つた。一方學校の教師は、博士からの手紙によつて詳しく述べして居た。ところへその兒童が

『先生！ これは 何んといふ蜘蛛ですか。』

と尋ねに來たので、早速その名を教へてやつた。子供は放課後喜んで家に歸つて、

『お父さん、先生はよく知つてゐましたよ、これは……と云ふ蜘蛛です。』
と言ふと博士は、

『さうか、お父さんは知らなかつた、あ、おまへの先生はえらい！』
とその教師を賞めたと云ふ事實談を聞いたことがあるが、この博士が、『あ、おま
への先生はえらい』といはれたその言葉は子供に如何なる感じを與へたであらう
か博士の此の言葉と行は自分の子供をして教師をどこまでも尊信せしめて、よく
学校の教育を完全に受けしむるやうに仕向けたものに外ならないのである。
かやうにまでして、子供に教師を尊信せしめてこそ学校の教師が、児童のため
に、寢食を忘れて骨折る甲斐の顯はるゝものである。

私は現代の教育方針を彼此云ふのではないが、師弟の關係についてはあきたら
ないものがある、大臣であれ、大將であれ、富豪であれ、門閥家であれ、我が子
の師に對しては、相當の敬意を拂はねばならないことであると思ふ。

明治天皇の御製にも

學ひえて道のはかせとなる人も

をしへのおやの恵わするな。
と仰せられてあるのである。

我大阪少年審判所の大正十二年一月以降

昭和二年十二月末日まで五年間の統計によると、其の期間内に保護處分を加へた
少年の總數は、八千六百三人で、一年平均は千七百二十人であるが、其の中全然
不就學兒童は、三百六十二人（一年平均七十二人、百分の四、二一）、
に過ぎないが、中途退學者の數は、三千七百六十五人（一年平均七百五十三人、
百分の四三、七八）、もある、そして中途退學者の中、四百六十人（一年平均九十
二人、百分の五、三五）は中等學校の退學者である。

その中には富豪の子弟も若干あつたが、そのいづれもが、學校教師に對して尊
敬とか信賴とか云ふ觀念は少しも持つて居ない。教師が柔軟な人であると侮蔑し
て呑むでかゝり、嚴峻な人であると不平を唱へて反抗するやうな者のみであつた。
それでこのやうな少年は教師も手の附けやうがなく、止むなく放任して置くから、
成績は益々悪くなり、學校へ通ふことが苦痛になり、無斷缺席から不良な交友が

出來、不良な娛樂に耽つて、終ひに墮落に陥ることは、前に述べた、N少年の實例によつて推知することが出來得るのである。

然し私は『弟子七尺去つて師の蔭を踏ます』

と云ふやうな堅苦しい禮讓のみを謳歌する者ではないが、たゞ親自らが、學校の教師を尊敬し信頼するの範を示し、子供をして教師を尊信の中心たらしめ、そして一面には教師をして子供を愛護の標的たらしめるならば、學校に於ける教育も家庭に於ける指導も、一層よく効果を擧げ得られるであらうと思ふのである。

私が曾て六甲山に登つた時に、何處かの小學校の教師が、生徒の面倒を見ながら、汗をふきく登つて來られたのを見た。そしてその生徒の身装に依つて見ると、何れも中產階級以下の子供であるやうに見受けられたので、その教師の心根が何となく奥ゆかしく感じられた。かやうにしてこそ、教師は子供の尊信の中心となり得るのである。

子供は思慮浅く、判断力が乏しいから、善邪の何れにも傾き易い、即ち常に十字路に立つて居るのであるから、指導する上に不斷の注意が拂はれねばならない

只單に子供の過失や、缺點を咎め立てしたり、非行を發見して叱責したりするのみでは、到底立派に教導することは出來ない。

或公立中學校の上級生二名が、校禁を犯して、ある食堂に入り、酒を飲むで居た際に、不圖その學校の教師が入つて來たので、生徒は愕然色を失ふた、教師はその場で生徒の氏名と學級を聞き、手帳に記載し明日學校へ行つたら、先づ教員室へ來い、と云ふた。

それで生徒は、屹度退學を命ぜられるに違ひない、と思ひ二人で相談して、家に歸つて各自家の金を、一人は三十五圓、一人は二十七圓持ち出して、東京に走つたが、間もなくその金を費ひ盡し、進退谷まつて神田邊の書籍店で萬引して捕り押へられた事件があつた。

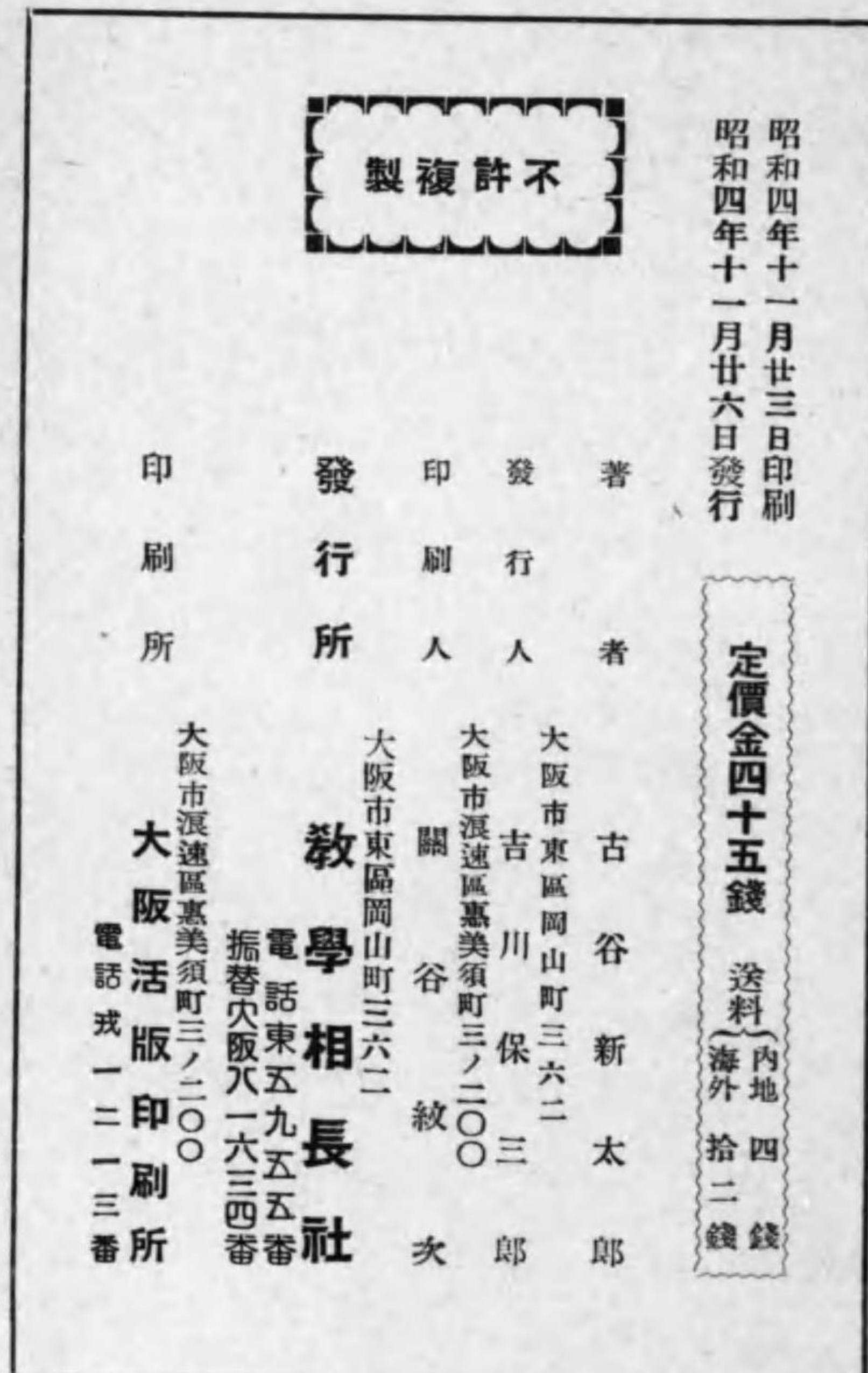
二人の生徒が校禁を犯して、飲酒したのが悪い事は勿論であるが、飲酒して居る彼等に對し、其の場合の教師の採つた措置にも賛成することは出來ない、彼等が飲酒して居つた際、教師が靜かに近寄つて、人に聞えないやうに諭し慰撫して歸宅せしめたならば、彼等をして萬引するまでに至らしめなかつたであらう。

著者は思ふ。叱責して非行を改めさせんとするよりも、むしろ愛護して救濟することが、彼等を善導する良策ではあるまいか、そしてかやうなことは獨りこの教師のみではない、一般家庭の保護者も、學校の教師も大いに顧慮せねばならぬことではあるまい。

世の父兄達や、保護者達の中には、子供の愛に溺れて自然に不良化させたり、或は誤った様のために不正を行はしたり、或は個性に適しない職業を強いて罪を犯さしめたり、又は一旦救はれた少年を、保護者や社會の人々が無理解のために、再び救ふことの出來ない墮落に陥らしめたりすると云ふやうな事も少くない、我少年審判所で扱ふた事件の中にも、決して少くはないのである。

かやうな譯であるから、子供を不良化させず完全に教養するためには、家庭の保護者も、學校の教師も、社會の人々も相一致してつくさねばならぬ、即ち家庭で及ばない所は學校で及ぼし、學校で及ばない所は家庭で及ぼし、家庭、學校で及ばない所は社會がこれを及ぼさねばならぬのである。

十字路に立つ少年（終り）



眞に教育者の寶典にして活辭典なり!!

前文部大臣 勝田主計閣下題字
奈良女高師教授 水木要太郎
教學相長社長 吉川保三郎 共編

菊版上質八三〇頁餘
裝幀クロス金文字入頗美

定價四圓五拾錢
海外六十錢

送料(内地)二十
錢

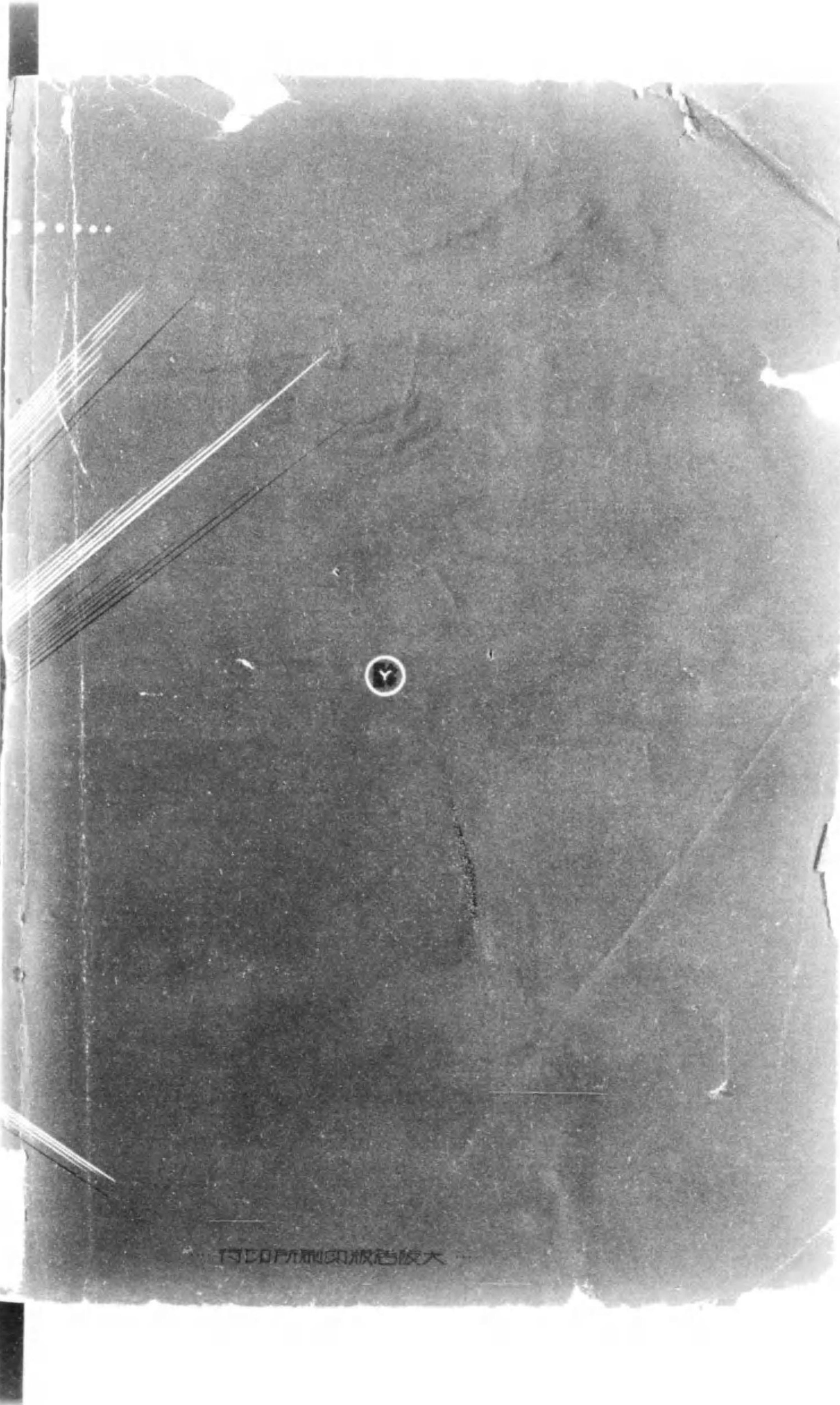
内容見本必要の向は郵券
二錢封入申込まれたし。

新刊 日新教育の経験

△本書一度出るや我教育界に噴々たる好評を博し、此の種著書の出版界を驚異せしめたる事は、本書の内容が子女教育に留意せらるゝ人々の必讀に價すべき者なる事を立證せられた證左にして、教育者は勿論一般父兄に是非一本の御購求を推奨する次第なり。

追加製本僅少に付至急御申込あらん事を!!

大坂市東区岡山町六三番
發兌教學相長社
番四三六一八阪大替振 番五五九五東話電



終

